

第 166 回国会における最低賃金に係る主な質疑

第166回国会における最低賃金に係る主な質疑

○最低賃金制度の見直しについての基本的考え方

- 1／29 松本剛明議員（民主） 2／13 志位和夫議員（共産）
2／23 増原義剛議員（自民） 2／23 糸川正晃議員（国民）
3／19 小林正夫議員（民主） 5／24 糸川正晃議員（国民）
6／20 古屋範子議員（公明）

○地域別最低賃金を時間額1,000円以上とすべき

- 1／30 志位和夫議員（共産） 3／20 福島みずほ議員（社民）
5／22 小池晃議員（共産） 5／24 笠井亮議員（共産）
6／8 高橋千鶴子議員（共産）

○全国一律最低賃金とすべき

- 1／30 志位和夫議員（共産） 5／22 小池晃議員（共産）

○全国最低800円を1つの目安にすべき

- 3／1 松本剛明議員（民主）

○ナショナルミニマムを法で定め、そこに地域別最低賃金を上乗せすべき

- 5／24 重野安正議員（社民）

○全国一律1,000円は理想論で中小企業を圧迫するのではないか。通常の賃金支払能力も考慮し、地域の経済力に見合ったものとすべき。

- 3／19 白浜一良議員（公明） 5／24 江田康幸議員（公明）
6／1 新井悦二議員（自民） 6／1 古屋範子議員（公明）
6／20 石崎岳議員（自民）

○地域別最低賃金を労働者の平均的所得の5割を目標とすべき。

- 2／13 志位和夫議員（共産）

○生活保護との整合性を図るべき

- 3／12 前川清成議員（民主） 3／19 白浜一良議員（公明）
5／24 江田康幸議員（公明） 6／1 新井悦二議員（自民）
6／1 古屋範子議員（公明） 6／6 細川律夫議員（民主）
6／6 長妻昭議員（民主） 6／13 福島豊議員（公明）

- 生活保護との整合性の考慮によりどの程度上がるのか
 - 2 / 2 1 細川律夫議員（民主） 5 / 9 岡崎トミ子議員（民主）
 - 5 / 2 2 小池晃議員（共産） 5 / 2 4 園田康博議員（民主）
 - 6 / 6 細川律夫議員（民主） 6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

- 諸外国の最低賃金と比較して低いのではないか
 - 2 / 2 3 糸川正晃議員（国民） 6 / 1 古屋範子議員（公明）

- 最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすべき
 - 5 / 2 4 園田康博議員（民主）

- 中小企業対策とセットで最低賃金の抜本的引上げを図るべき
 - 2 / 1 3 志位和夫議員（共産）

- 成長力底上げ戦略における引上げの考え方
 - 6 / 2 0 石崎岳議員（自民）

- 中小企業の生産性向上に向けた取組みの基本的考え方
 - 6 / 2 0 古屋範子議員（公明）

- 中小企業への影響とは具体的に何か
 - 6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

- 地域の中小企業の労働者の賃金引上げにより地域経済への波及を図るべき
 - 6 / 8 高橋千鶴子議員（共産）

- 成長力底上げ戦略推進円卓会議と最低賃金審議会との関係について
 - 2 / 2 1 細川律夫議員（民主） 6 / 6 園田康博議員（民主）
 - 6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

○松本剛明君

労働政策審議会は、地域別最低賃金の決定基準として生活保護との整合性も考慮すべきと提案を
しています。民主党は、地域別最低賃金が生活保
護水準を超えた金額となるよう、千円を目指して
引き上げることを提案いたしますが、最低賃金制
度の抜本的な見直しについて、安倍総理の見解を
伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金制度の見直しについてお尋ねがありま
した。

今国会に提出する改正法案においては、最低賃
金制度がセーフティネットとして十分に機能す
るよう、地域別最低賃金について生活保護との整
合性も考慮することを明確にすることをしております。

また、不払いに係る罰金額の上限を大幅に引き
上げるとともに、労働者が監督機関に対して申告
した場合、不利益な取り扱いを行うことを罰則を
もって禁止することとしており、これにより実効
性が強化されるものと考えております。

なお、最低賃金額を御指摘のように単純に大幅
に引き上げることは、中小企業を中心と
して、労働コスト増により事業経営が圧迫される
結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実
的と考えております。

○志位和夫君

三つ目は、最低賃金を抜本的に引き上げることです。

日本の地域ごとの最低賃金の平均は、時給にしてわずか六百七十三円、労働者の平均賃金のわずかに三三%、主要国では最低の水準です。年収二百万円ラインに達するためには、年間約三千時間、過労死ラインを上回るような働き方をしなければなりません。

総理は、最低賃金のこの水準についてどう考えますか。憲法二十五条に明記された生存権の保障から見て余りに低い水準であり、抜本的な引き上げが必要だと考えませんか。

全労連も連合も、ナショナルセンターの違いを超えて、労働団体は、最低でも時給千円以上の賃金を要求していますが、我が党は、この要求を強く支持します。

ヨーロッパ諸国は、最低賃金を、当面、労働者の平均所得の五割に引き上げ、六割を目指すことを決め、アメリカでも、大幅に最低賃金を引き上げようとしています。この世界の動向に照らしても、最低賃金を労働者の平均所得の五割の水準まで引き上げることが目標で、当面、時給千円以上に引き上げることが合理的な根拠があると考えます。

日本共産党は、最低賃金を抜本的に引き上げ、世界の大多数の国々が既に実施しているように、全国一律の制度とすることを強く要求します。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金についてお尋ねがありました。

今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にいたしております。

最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的である、このように考えております。

また、全国一律の制度とすることについては、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なることから、適当でないと考えます。

○福島みずほ君

社民党は、どこでどんな仕事をしていようと最低時給千円以上を保障するよりの法制度を提言しています。しかし、この提言を実現しても、年に二千時間以上働いても年収二百万円です。少なくとも年収二百万円以下の人をなくしていくことが今の社会に求められているのです。総理はこのよきな提言を裏行していく考えをお持ちですか。

○内閣総理大臣 (安倍晋三君)

最低賃金についてのお尋ねがありました。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にしております。最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅に引き上げることは、中小企業を中心に大幅に引上げることにより、事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的であると考えます。

○志位委員

第二の問題ですが、最低賃金の問題について伺いたい。

日本における貧困の広がり、子供の貧困の広がり、土台に、最低賃金が世界でも最低水準になっているという問題があります。日本の地域ごとの最低賃金は、時給にしてわずかに平均六百七十三円です。これでは、仮に、年間三千時間、一日十二時間、過労死ラインを上回るような働き方をしても年収は二百万円程度で、二人世帯なら貧困ライン以下になってしまいます。

最低賃金とは、この賃金で働かせてもいいですよと言っている国がお墨つきを与える制度であります。その水準が貧困を避けるか過労死を避けるかという二者択一というのは、私は大変な問題だと思えます。

私は、総理にこの最低賃金の問題についての基本的な考え方を伺いたいと思えます。

もう一枚見ていただきたいんですが、これは、労働者の平均的所得に対する最低賃金の比率の国際比較のグラフであります。ごらんになっていただければわかるように、ヨーロッパ諸国では既に四割台を超え、五割を超えている国もあります。アメリカも最近最低賃金を大幅に引き上げる方針を決め、引き上げようとしています。そういう流れの中で、赤い棒が日本ですが、ひとり日本だけが取り残され、三二%という、最低賃金が世界でも最低水準の国になっております。

OECDなど世界で広く採用されている国際基準でいいますと、国民の平均的所得の五割以下が貧困世帯とされます。ヨーロッパ諸国は、最低賃金を当面労働者の平均的所得の五割に引き上げ、さらに六割を目指すことを決めています。それは、最低賃金で働いても貧困にならない社会が、目指すべき当たり前の社会だと考えられているからであります。

我が国でも最低賃金についてこうした考え方をとるべきではないのか。最低賃金で働いても貧困にならない社会、すなわち、最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標に抜本的に引き上げるといふ考え方に立つべきではないのか。現在は平均的所得のわずか三二%です。この最低賃金を五

割を目標に引き上げるとしますと、時給で大体千円程度になります。時給千円というのは、全労連や連合などが労働団体やナショナルセンターの違いを超えて共通して要求している額ですが、我が党は、それには合理的根拠があると考えます。

これは総理に伺います。基本的考えです。最低賃金で働いても貧困にならない社会を目標にする、そのために、最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標とする。仮にこの水準がすぐに実現できなくても、考え方として五割を目標に掲げることは当然だと考えますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 最低賃金については、低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであると認識しております。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、生活保護の水準とも整合性を図りながら考慮することを明確にすることとしております。

また、ただいま委員がおっしゃった、全国一律に千円にしようということですが、これはやはり、現実面を見ても、中小企業を中心に、労働コスト増によって事業経営が圧迫された結果、かえって雇用が失われるということになる可能性の方が高いのではないかと、非現実的ではないかと私は思います。そしてまた、全国一律ということとは、これはやはり、地域によって物価の水準に差がありますし、また生計費も異なっているわけでございます。適切ではないのではないかと、こう考えております。

いずれにせよ、今回の法案が成立した暁には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行い、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講じてまいりたいと考えています。

○志位委員 抜本的に引き上げると中小企業の経営を圧迫するというところをおっしゃいました。私は、最低賃金の抜本引き上げを中小企業の経営を応援する政治と同時に並行で進めるべきだ、こう思います。

中小企業の経営の圧迫と言ったものでしたら、今問題になっているのは、例えば大手親企業による単価の買いたたきなど、下請いじめを横行させている政治の責任が問われると私は思います。例えばあのトヨタの場合、部品関連メーカーなど二次、三次、四次などの下請企業に対して、乾いたタオルを絞るとまで表現されるコストダウンを要求しています。ある部品メーカーの二次下請は、韓国価格と大きく表示された注文書で発注されたといっています。韓国並みの賃金でやれということですよ。アジア価格とか中国価格などの発注もされるといいますが、日本一の大もうけを上げている巨大自動車産業が、下請に対して最低賃金を全く無視した賃金を前提にした単価を要求している。こうした下請いじめの無法をやめさせることが必要ではないか。

また、政府が進めてきた規制緩和と万能論というのは、中小企業を本当に痛めております。大型店舗の出店が野放しになった結果、全国の地元の商店街が荒廃させられ、どこでもシャッター通りです。タクシ業界に規制緩和を押しつけられた結果、タクシ労働者の収入は激減し、多くは最低賃金ぎりぎりの生活を強いられています。平均賃金が地域の最低賃金を下回っていると推定された果が、宮崎、大分、高知、鳥根の四県あります。官略のタクシ労働者の時給、御存じでしょうか。時給換算わずか五百十八円です。地域最低賃金の六百六円よりもはるかに低い水準で労働を余儀なくされている。中小企業を痛めつけている規制緩和と万能論を抜本的に見直すことが必要じゃないでしょうか。

私は総理に聞きたい。最低賃金の抜本引き上げを、今述べたような中小企業の営業を守る政策に本腰を入れて取り組むことと同時に並行に進めるべきじゃないでしょうか。そうすれば、最低賃金の引き上げは、労働者の収入をふやし、消費をふやし、地元の中小企業の売り上げ増につながり、そして日本経済を草の根から温めていく力にもなるでしょう。最低賃金の抜本引き上げと同時に並行で中小企業の営業を応援する政治に切りかえるべきだ、これは同時に並行でやるべきだ。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私たちがやろうとしていることは、まさに、最低賃金を四十年前ぶりに改正するということと、中小企業を支援していく、中小企業の生産性を上げていく、あるいは地方の中小企業を支援していく、地方の中小企業において地場産業としていろいろな特性を生かしているのあれば、それを応援していく、そういうことにおきまして、私どもはまさに、この最低賃金の改正と中小企業の支援を同時に行っていきたいと考えております。

○志位委員 同時に言われますけれども、抜本的引き上げはやらないと言っただけでしょう。生活保護の水準に見合ったものにしか、その程度にしか引き上げないと言っただけでしょう。私が言っているのは、五割の水準を目指すべきだ。そうしなかつたら、最低賃金で働いても貧困から抜け出せない社会なんです。それではいけないということを私は申し上げた。

なぜ抜本的引き上げということが言えないのか。もう一回答えてください。

○安倍内閣総理大臣 私どもはまさに四十年前ぶりの改革を行います。しかし、その中で、中小企業の実態を見ながら、結果的に経営を圧迫して雇用が失われぬようにしなければならぬ。そこも私たちはやはり留意をしなければいけないんです。そして、全国一律であつてはならない。東京と地方とではいわば物価も全然違うわけでありまして、かかる生活費も違う中において、そしてその中で地方がその地域の特性を生かして、強さを生かして頑張っているのであれば、その強さを奪ってはならない、私はこのように思います。

○志位委員 四十年ぶりの最低賃金制の改定だと言われました。最低賃金制度が創設されたのは一九五九年ですけれども、時の首相は岸信介首相でありました。

創設の際にもこれと同じような議論があったんですよ。すなわち、最低賃金制度をつくるよりも中小企業対策を先行させるべきだ、中小企業を圧迫するから最低賃金はふさわしくないという議論があったんですよ。それに対して当時の岸首相は、国会答弁でこう言っている。むしろ並行して進めるべきだ、この制度が施行されて、中小零細企業の劣悪な労働条件が改善され、能率も上がり、事業も安定し、過当の競争もなくなるといふことがむしろ中小企業の対策としても効果があるし、それによって混乱を生ずることはないと考えておりますと述べております。私、立場は違いますが、見識ある発言だと思えます。引き継ぐと言うのだったら、こういう見識こそ引き継ぐべきではないか。

一律の制度は適さないと言いました。しかし、全国一律の制度をつくって、地域ごとに上乘せしただけでいいんです。私は、格差と貧困の度合い、これを土台から正していくためにも、最低賃金を抜本的に引き上げ、全国一律の制度にすることが本来に強く求められていると、こういうことを強く求めて、質問を終わりにいたします。

○細川委員 細かいことについては今後の法案審議のところで議論をしてみたいというふうに思います。

そこで、あとまた有期労働契約なんかについてもちょっとお聞きしたいと思つたんですが、時間がだんだん来ておりますから、最低賃金の問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

大臣は所信表明の中で、最低賃金制度がすべての労働者にとつての安全網として十分に機能するよう、生活保護との整合性も考慮した地域別最低賃金制度の見直しなどを内容とする法案を提案するというふうに言っておられます。現在の最賃は地域によっては生活保護を下回っているというところの問題が指摘をされているところでございます。私たち民主党は、現在の目安制度を改めて、全国一律の最低賃金を決めることができるように法改正をして、一時間当たり全国平均千円を目指そう、こういう提案をしようとしているところでございます。

そこで大臣にお聞きをしたいと思うんですが、国民が今一番知りたいというが、知りがつていことは、大臣が所信表明で述べられた最賃の制度を、生活保護との整合性があるように上げていく、こういうことを言われたんだけれども、では、実際に幾らに上がるのかということが最も関心があるだろう。最近五年間で地域の賃金は四円から五円しか上がっていないわけでございますから、地域の最賃だからわからないというふうな、そういうふうにお答えをしないように、どの地域だつたらどういふふうに変化がかわるからこの程度上がるんだ、最賃はこの程度上がるんだと具体的にだまらんと示していただけないか。そうでないとわからないんですよ。

○柳澤国務大臣 私が所信でも述べさせていたいただきましたように、最賃制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであると認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応する中で、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められている、このように考えております。

このため、今国会に提出する改正法案においては、地域別最低賃金について、今先生御指摘のように生活保護との整合性も考慮することを明確にすること、それからまた、不払いに係る罰金額の上限を引き上げることとしておりまして、そうしたことによつて、最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能することと考えております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行っていただき、現下の雇用、経済情勢を踏まえて適切な引き上げ等の措置を講じてもらえるものと期待をしております。

○細川委員 今私は、多分そういうような御答弁になるのではないかとこのことを予想して、その先回りでお聞きをしたわけですが、どうですか、具体的な金額とかそういうようなことは、ここではちよつと言えないのでしょうか。

○青木政府参考人 今大臣から御答弁がございましたように、これは具体的な金額については地方、各都道府県ごとに設置されております地方の最低賃金審議会、これもまた公労使の三者構成になっておりますが、いわば労使の話し合いをするというところでございます。賃金の決定については、それぞれの地域の実情に応じて労使の十分な話し合いのもとでその決定をする、こういうシステムになっているところでございますので、具体的な金額については、その決定を踏まえて改定がなされることだと思っております。

○細川委員 だから、地方最賃審議会の中でこれまで一生懸命やってこられたと思つては、それだけでも、それが一円二円の世界で、それではだめだということであるんじゃないんですか。だから、今までじゃないんだ、だつたらどういふふうにするか、どれぐらい上がるんですかと私は具体的に聞いています。それは答えられないんですか。

○青木政府参考人 今申し上げましたように、具体的な金額の決定につきましては、これはアメリカを除いて多くの国でそうなんでありまして、審議会方式あるいは協約方式ということで、労使が参画をして決定をしているということでございます。したがって、そういう中において日本のシステムもそういうことになっているわけでございます。

法律としては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、生活保護との整合性に配慮する、考慮をするという規定を法律上の要請としてきちんと明確にすること、それを踏まえて地方の最低賃金審議会が具体的な金額を決定していただくという仕組みになっております。

○細川委員 余り繰り返してもしようが、ありますが、きょう私は、最後にお聞きをいたしますけれども、これは内閣府の方からの説明があつたかと思つて、成長力底上げ戦略というのが今度できて、戦略構想チームというのができて、それで底上げをしていくということの中で最賃の問題も出てきているんです。成長力底上げ戦略、これを実施していくことにおいては円卓会議をつくるというふうに行っているんですけれども、その円卓会議と先ほど言った地方最賃審議会、これとはどういう関係になるんですか。

○青木政府参考人 これは内閣府の方で御議論されているというふうに思っておりますけれども、この円卓会議については、これから具体的な中身、あり方を決めていくというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、これは賃金決定の話でございます。やはり労使の理解、労使のコンセンサスが極めて大事だ、そういう認識のもとにそういうものが構想されているというふうに思っております。

○細川委員 もう時間が来ましたから最後になります。

だけれども、成長力底上げ戦略チームの中には、厚生労働省の事務次官も入っておりますよ。どういう整合性があつてそれをやっていくのかという僕の質問に対して、全然答えられないじゃないですか。もつとこういうことをきちっと、出してくるときには、それこそ整合性を付けてやらないと、説明を受けたつてさっぱりわかりませんよ。

○青木政府参考人 円卓会議の方は、いわば、生産性の向上をして賃金の引き上げを行っていくというスケジュールを構想しているというふうに思っております。具体的には最低賃金を上げるということについては、地方の最低賃金審議会が具体的な金額を決めていただく。その前提として、生産性の向上でありますとか賃金の引き上げでありますとか、そういうことについての労使の大きな合意、コンセンサスをつくっていくということが円卓会議だと思っております。

○細川委員 これで終わりますが、円卓会議、地方にもつくるんです。ちゃんと書いてありますよ。それは円卓会議で最賃も決めていくというふうな書き方ですよ、この戦略チームは、全然違つたじゃないですか。

時間もありませんからこれで終わりますけれども、これから皆さんの法案がいろいろ出てくると思つては、またそのときにいろいろと議論もさせていただきますと思つておきます。きょうは、ほかにも質問を用意いたしました。準備もしていただきましたけれども、時間の関係で質問できません。その点についてはおわびを申し上げます。私の質問は終わります。ありがとうございます。

○増原委員 総理、どうもありがとうございます。

それで、今総理が御指摘になりました。要は、負の部分と言っておかしいんですが、勝ち組、負け組、競争すれば当然それは出てきます。しかし、その負け組、それが固定化してはいけないというところだと思えますね。そういう意味で、先ほど総理も触れられましたけれども、法律改正を含めていろいろ議論をしている、その提案をしてきているということがあります。

実は、きのう、おとといこの予算委員会の公聴会がありまして、公述人の方々からいろいろお聞きをいたしました。

大阪の商工会議所の副会頭の方、約三百人の従業員を持つていらっしゃる中小企業の方なんです、その方がおっしゃったのは、正規雇用を採用したいんだけど、自分たちのような中小企業には来てくれないんだということも言われていました。したがって、派遣とかあるいは外国人労働者の方々に来てもらわないと事業が維持できないんだという御意見もありました。

また一方において、これはキヤノンの派遣職員の方で、東京ユニオンに入っている方もいました。正規職員と同じようにずっと仕事をしてくれているのに、全く団体交渉権もなければ給与の格差も格段に多い、将来が極めて不安である、何とかここを是正してもらえないだろうか、本当に切なるお声もお聞きしたようなわけであります。

そうしたいいわゆる負の部分でありますけれども、確かに、マクロでは失業率は低下はしてきておりますけれども、個々のミクロで見ている場合には、まだまだ多数の問題があるのではないかと、いろいろ思うております。

そういう意味で、最低賃金の改正を含めまして、これもやはり公述人の方なんですが、今、最低賃金は六百七十三円でしたか、これを千円にすればおよそ二兆数千億円の賃金が雇用者の中に入るんだというのを、ある労働組合の方が産業連関表を回して試算をされておりました。

いろいろな試算の仕方はあるんだと思いますが、いずれにしても、ニート、フリーターというのは、厚生労働省の統計では約二百万人ですか、それとか、派遣とかそれから請負とか、偽装請負に至っては何か言わんやというところがあるのでありますけれども、そういった方々を入れれば三百万とか、いろいろ統計によつてございます、誤差があるのでありますけれども、やはりそういった方々に、いろいろなニーズはあるんだと思うんですが、正規の職員になりたい、こちらあたりをどのように吸い上げていくかというのが大きいのではないかと、いろいろ思うております。

特に、ニート、フリーターという方々は、社会のセーフティネットであります年金額とかそういうものから漏れているわけですね。かつて、約三年前に、未納、未加入問題、未納三兄弟とかいって、聞いてみたら四兄弟というのもありましたけれども、いずれにしても、未納、未加入を現実につくっちゃうわけですね。月に五万円とか十万円で東京で暮らしているわけがない、そして、親のところからいろいろお世話になっておるわけですね。親が、これからは団塊の世代を中心としてリタイアしていくわけでありまして、そうすると、その基礎もなくなってくる。私は、非常に深刻な問題がそこにあるんだらうというふうに思います。

これに対しまして厚生労働大臣から御所見を伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣

最後に、最低賃金制度のお話がありました。最低賃金制度が、現在六百七十三円ということ、いろいろなところで取りだされている、千円にしたら一遍に雇用者所得がふえるんじゃないかというふうなお話もあって申されたんですが、私どもとしては、基本的に、これまでの枠組み、つまり、地域、地域でもって、公労使入った三者構成の最低賃金審議会というところでそれぞれの地域の生活の実情に合った最低賃金を決めていくということを尊重していきたい、このように考えているんですが、ここに二つ問題があって、それにしても、そもそも生活保護のレベルとどうなっているんだ、生活保護のレベルを下回るような最低賃金というのはどういふことなんだという御議論がありましたので、これとの整合性はしっかりとっていく。

それから、最低賃金を守らない人たちに對するいわばペナルティー、罰則、これもやや形式的なものでありますので、これらについてもはつきり引き上げをして、この最低賃金を遵守することについての遵守の精神というものをもうちょっと刺激し、現実には、その違反に対してはしっかりと遵守を担保するような制度を置いていきたい、このように考えているところでございます。

○糸川委員 それはぜひ定義をしていただかないと、ちまたではやはりワーキングプアという言葉が使われているわけですが、マスコミの間でもどこでもこのワーキングプアという言葉が使われているわけですが、ぜひそれは定義をしていただきたいなど。

もし、この底上げ戦略の中の、「ワーキングプア」の問題に正面から取り組む。「というふうに書いてしまっている以上、この言葉を使わないのであれば、ここになぜ使わなくなったのかということの説明を入れていただいた方が理解しやすいんじゃないかな。これを全部含んでいるんですけど、ということではなくて、そのように気を使っていた、だくというのも、思いやりのある政府になるんじゃないでしょうか。

そこで、ワーキングプアのこの問題の原因として、パートタイマー、フリーター、派遣労働者、こういう非正規雇用者の増加が挙げられるわけでございます。そして、この問題を解決するためには、これら非正規雇用者の賃金の底上げが必要であるわけでございます。これも、さまざまもうこの予算委員会でも議論されておりますけれども、その手段として最低賃金の引き上げが必要であるというふうにもう我々は考えているわけでございます。

しかし、この最低賃金の現状を見てみますと、青森ですとか岩手、秋田、沖縄、この四県は時給が六百十円でございます。最高は東京の七百十九円でございます。仮に、この六百十円で一日八時間、そして一月月二十二日間働いたとしまして、月に十万七千七百六十円しか得られないわけです。これでは、一生懸命働いても貧困から抜け出すことができない。これは、働いても働いてもいつの時代にもそういう人がいるのは仕方ないとおっしゃられるかもしれませんが、これはやはり何とかしなければならぬわけですね。

そこで政府は、今回最低賃金法、これを提出され、地域別最低賃金の決定に際し、生活保護との整合性も考慮する、そういう決定基準を明確にするんだというふうにしておりますけれども、この最低賃金法の改正案というのは、最低賃金を引き上げることを念頭に置いたものというふうにか、考えてよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 詳しくは厚生労働大臣からお答えをいたしますが、先ほど私が申し上げたのは、いわば、働いてもなかなか厳しい状況の方々がおられるのはいつの時代もそうだった。その方々がおられるのは仕方ないということも申し上げていない。そういう方々に光を当てていくというのは、これは当然政治の使命だ、こう思っています。

その中で、今、糸川委員が指摘をされたように、最低賃金、セーフティネットとして十分に機能しているかどうかということを見ますと、生活保護との水準、これが逆転をしているところもあるわけでございます。そこはやはり、働きがいがある最低賃金にしていく必要も当然あるのではないかと、いかにかんがみ、私は、四十年ぶりのこれはいわば大改正をしなければいけないと思っております。

○柳澤国務大臣 具体的なことを補足申し上げますと、最低賃金の具体的な水準については、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものでございます。

今回の法案が成立した際には、それぞれの都道府県の今申した地方最低賃金審議会において法の改正の趣旨に沿った議論が行われて、現下の雇用、経済情勢を踏まえて適切な措置が講ぜられるものと思っておりますが、その方向は引き上げだということであると私は思っています。

○糸川委員 大臣、私は思っていますということでは、引き上げの方向ということではよろしいわけですね。

日本の最低賃金がイギリスやフランスと比較しても低いということですから、そうすると、今のこの最低賃金額というのが適正ではないという認識だということでもよろしいでしょうか。

例えば、日本の最低賃金の全国加重平均は六百七十三円でございます。イギリスやフランスの最低賃金は時給千円を超えておるわけでございます。アメリカにおきましても、この引き上げ法案が下院で可決しておるわけでございます。

ですから、そういう観点からも、今のこの日本の最低賃金という額が適正であると逆には思っていないんじゃないかと、再度御答弁いただけますでしょうか。

○柳澤国務大臣 大体ほかの国においても同様でございますけれども、最低賃金の決定は審議会の議を経る方式を採用しております。そういう国が多いわけでございます。我が国におきましても、公労使の三者により構成される地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定する、こういう方式が採用されているわけでございます。

したがって、このような最低賃金を、それぞれ国において労使も参加して決めたことではないです。その具体的な水準を高いとか低いとかというふうに評価することはやはり適切でない、私どもは考えるわけでございます。

なお、今回提出する改正法案におきましては、最低賃金制度が安全網として十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にすることとしたところがございます。これによって最低賃金制度が安全網として一層適切に機能することとなる、このように考えている次第です。

○松本(剛)委員 民主党は格差是正緊急措置法案というのを策定いたしました。この中には、テーマとしては、おっしゃった中で共有をされているものもあります。法律改正を伴うものということ、一番上の最低賃金引き上げについてお聞きをさせていただきたいというふうに思っています。

先ほども引用させていただきましたが、やはり日本の最低賃金を引き上げるべきだ、こう経済財政諮問会議メンバーの中もおっしゃっている方がいる。日本では十年間で七%しか上がっていないのに、欧米では三〇から五〇%上がっているではないか、こう御発言をされた方がいらっしやいます。

具体的に、この最低賃金、私どもはやはり全国最低のラインというのを一つ決めるべきではないかというふうな御提言をさせていただいているわけですが、総理としても、この最低賃金引き上げ、どういふイメージを持っておられるのか、せつかくの予算委員会の場ですから、お聞きをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちよつと具体的な、今国会に出す改正法案の身、考え方について御説明をさせていただきます。

今国会に提出する改正法案につきましては、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮することを明確にする、こういうことを眼目にいたしております。そして、先ほどちよつと松本委員も触れられておりましたけれども、不払いに係る罰金額の上限、これを引き上げるといふこともその担保措置として同時に決めるつもりでおるわけでございます。こうしたことによつて最低賃金制度がセーフティネットとしてより一層適切に機能することになる、このように考えております。

最低賃金の具体的な水準をどう決めるかということ、これは、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、それぞれの地域の実情を踏まえた審議を経て決定される、そういう法的な枠組みになっておりますので、今回の法案が成立した際におきまして、各都道府県の地域最低賃金審議会において、この法改正の趣旨を踏まえて、それに沿った議論が行われて、まずは、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置が講じられるもの、このように考えております。

○松本(剛)委員 米国の選挙でも議論になったように、まさにここは政治の場でありまして、今の仕組みは私もよく理解をしております。しかし、その上でもある程度リードする議論をすることは可能なはずでありまして、具体的にどのようにしていくのかということをやはりここは話をされるべきだと思います。

私たちは、きちんとした生活をしていくためには、目標としては千円という一つの数字を挙げさせていただきましたが、各地の生活をそれぞれ調査をいろいろさせていただいたようなデータを拝見いたしました。まずは、先ほど五〇%という話もありました、三〇から五〇%ということからしても、今の最低が六百十円ですか、そこから考えても、八百という数字を例えれば一つは目安にするとか、そういう考えが政治のダイナミズムとしてあつてしかるべきだと思っておりますが、これについての御意見を、厚労大臣そして総理に一言ずつお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 私、先ほど、水準の問題としては生活保護との整合性というものを考慮するということ、これを申し上げましたが、このところの整合性を具体的にどう考えていくかということ、これが非常に私どもの大きなテーマだ、このように考えております。私は、先般予算委員会でも申し上げましたけれども、これによつて最低賃金を上昇する方向で当然考えているんだということも明言をさせていただいたところでございます。

しかし、具体的には、従来、公労使で考えてきたというその三者構成の審議会方式というものを、我々の国は、他の多くの国もそうなんですけれども、そういうことをとってまいりましたので、その枠組みの中で我々としてはある種の指針というふうなものを示すというふうなことでこれに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 この最低賃金法については、今後の私たちが目指すべき方向については先ほど厚生労働大臣が答弁をいたしました。いわば、生活保護との整合性をまずこの念頭に置かなければいけないと思っております。

そしてその先であります、もちろん我々も、

できれば高くなった方がいい、このように思いますが、しかしそれは、実際の事態にそぐわなければ、かえつて中小企業にとつては経営が成り立たないということになるんだらうと思つてます。ですから、これはやはり、全国一律に決めるよりも、地域で決めていく方が柔軟であつて、より現実的になるのではないかと、このように私は思っています。

そして、それと同時に、いわば次の段階としては、先ほど申し上げました成長力底上げ戦略推進円卓会議をつくりまして、ここで、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政府の合意形成を図つていく、その合意にのつとつて産業政策と雇用政策の一体運用を図り、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げを実現していかなければならないと考えております。

○松本(剛)委員 最低賃金の話ですから、やはり総理たるもの、ここである程度の金額をすばつと言われてもいいのではないかとこのように思っています。(発言する者あり) 少し静かにしていただけないか、小野寺さん。

中小企業の問題というのは私どもも認識をしておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしまして、うか、幾らに上げたらどのぐらいの影響があるかという試算をされたことがありますか。

○柳澤国務大臣 これは今すぐここで持ち合わせしておりませんが、当然、その賃金コストにつきまして、我々は、ある程度水準を想定した場合にどのぐらいの負担になるか、これは試算を当然しております。

○松本(剛)委員 私どもが試算をしたところ、八百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の賃金増加額というのが、全国で百七十五億円という数字が出てまいりました。大きいと見るか小さいと見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするかということはいろいろな課題があるというふうな思ひますけれども、十分に可能な数字ではないかというふうな私どもも思つておりますけれども、試算があるとすれば、その辺も含めて御認識をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 今、具体的な数字を私は持ち合わせていないわけですが、今、八百円と松本委員はおっしゃられましたけれども、このレベルになりますと、アメリカの三段階くらいで今考えておりますが、最初のレベルよりもかなり高いという私印象を今持ちました。八百円はかなり中小企業にとつてはきついレベルだということに私は考えます。

○松本(剛)委員 中小企業に対しては何らかの対応策が必要だということは今申し上げたつもりであります。試算があるということでしたから、ごらんになったことがあるのか。この細かい数字は結構です、印象としてこのぐらいにけるのかというのを、これだけ最低賃金が議論になつていくわけですから、大臣はお持ちではないかなということをお聞きをさせていただいたわけでありまして、これが幾らか幾らかでないかという話ですね。

最低賃金、今までもいろいろ議論がございましたが、本場に現場の審議会では一円刻みで厳格な議論がある意味ではしてきておりますが、今の六百十円という水準から、けたが一上上がるぐらい、二つ上がるぐらいの、やはり百円玉の話に変えていくべきときが来ているのではないかとこのことをお聞きしたかつたわけでありまして。

その点に対して、中小企業にはどのぐらいの影響があつて、ではどういふ対策が必要なのかということをお聞きしたときに、我々も、政府ではないんですけれども試算をしてみたのは、やはり影響額がどのぐらいあるのか、そのことがなければ、これが何兆円もかかるということになればどうにもならないわけですね。そこをお聞きしたかつたというところでありまして、もうよろしいですか、今のところないということ。

○柳澤国務大臣 抽象論になるので、私が立つには及ばないのかもしれませんが、我々の検討の中では、アメリカの最初のレベルぐらいでどうだろ、かというふうなことを、ごくごくハイポセティカルというか、仮想の問題として、というのは、今松本委員が仰せのとおり、一円、二円を今まで刻んできた、しかも熾烈な議論が行われてきたというのが実態でございますから、そういうものとの関係で何が考えられるか、これは、我々はこれからぎりぎりのところを考へていかなきゃいけないというのが私どもの直面している現実だということ。

○松本(剛)委員 ぜひ、何もかもアメリカ基準ではなくて、日本の生活から見ても、最終的に、本当にそれぞれが健康的でまさに文化的なではないですけれども、暮らしをするには千円が一つの目安ではないかというふうに私どもも御提言をしていますが、生活のぎりぎりということでは八百という数字を、全国のいろいろなデータを拾ってきてお話をさせていただきましたので、ちょっと念頭に置いていただいて、ぜひこれから議論をしていただきたいと思えます。

○吉川春子君 柳澤大臣、このように、その白ダンプの運転手さんの中にはかなりの部分が労働者であると認定するような状況があるんですね。判決は非常に詳しく認定しております。

こういうような人たちが最賃以下の、生活保護基準ももちろん以下、最賃以下の労賃で働かざるを得ない。その人たちが重要な公共事業の原料を運んでいる。こういうことを考えたときに、やはりその生計費、国が決めている生計費以下で働くこれらの人たちについて、やはり最低限の生計費の基準というのをはり保障していくというのが、すべての国民に保障していくというのが、これが法の精神、憲法の精神ではないでしょうか。その辺についての御所見を伺います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金制度は、言ってみてもないことですが、労働者について賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、あるいは労働条件の改善を図ることに資することを目的としたしているものでございます。

この場合の労働者は、労基法九条の労働者というものとされているわけでございます。その判断は、先ほど来申し上げておりますように、個別具体的に判断するしかない、こういうことでございます。

したがって、個別具体的な判断の結果、労働者性がないということがあると最低賃金法も適用されないと、こういうことになります。もちろん、労働者性があるということがあると最低賃金法も適用されるわけでございますけれども、そのレベルについては、今度の私ども法改正によってその引上げを図っていくわけですが、その際、生計費的な要素の判断基準としては、生活保護の基準との整合性というものをよく考えてこれを引き上げる方向で検討したいと、このように考えているところでございます。

○吉川春子君 さっき国交大臣に激しく迫りましたけれども、頑としてうちは面倒見ないよと、こういうふうにおっしゃったわけですね。そして、今度、労働者性もないよと今度厚労大臣にも冷たくされますと、一体この人たちはどうすればいいんだと、こういうことになるんですよ。

だから、少なくとも生計費、最低限ですね、そういう基準以下で働いている人々については、この精神というものは及ぼさなきゃならないと思うんですけれども、その点については、柳澤大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 労働者性がないということになりますと、労基法も適用にならないし最低賃金法も適用にならないと、こういう法の下で私ども仕事をさせていただいているということでありまして、それを乗り越えて何か実質的に物を考えろと言われましても、私どもなかなかそれは難しいということをおっしゃるを得ないと思えます。

○前川清成君 私は、母子家庭のお母さんたちが働いても働いても豊かになれないのは、一つには最低賃金制度の問題があると思っています。

奈良県の最低賃金は一時間六百五十六円です。八時間働いて一日五千二百四十八円、週四十時間働いて月額十萬四千九百六十円にしかなりません。フルタイムで働いて十萬円少しなんです。これでは生活はできません。しかし、例えばですけれども、奈良市で三十歳のお母さん、九歳、四歳の二人の子供を持つ家庭が生活保護を受けられますと、生活保護の給付額は十九萬四千四百円、およそ二倍になってしまいます。

この最低賃金制度の問題があるというふうに、大臣、お考えになりませんかでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 生活保護は、今委員がおっしゃられるように、すぐに生活保護という生活保護のその費用がその生活保護世帯、対象世帯に支給されるというふうにお思いになる方、まあ美に多いんですけれども、これはあくまで生活保護基準額なんです。基準額でございます。したがって、常にそうですけれども、実際の収入がある場合もあります。生活保護基準額と収入額との差額が現実に支給されると、こういう制度でございますので、その点はまず踏まえて御議論をいただく必要があるだろうと、このように思います。

それから、最低賃金額との比較でございますけれども、これはまた今の生活保護世帯の、そういう角度からの話ではなくて、いろいろ生活の基盤があるない、それはいろいろありましようけれども、そういうことを土台にして働きの出掛けているときの最低賃金ということでございますので、それを短絡的に結び付けて御議論をされるというのはいかがかと、いろんなケース・バイ・ケースの判断ということもありましようけれども、少し飛躍があるのではないかと、このように考えます。

○委員長(尾辻秀久君) 時間が来ております。前川清成君。

○前川清成君 はい。時間が参りましたのでこれで終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活憲法二十五条が保障しています。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非是非お認めいただいで議論していただきたいと思えます。

これで終わります。ありがとうございました。

○小林正夫君

もう一つ、最低賃金の話をしたいと思います。これは、私は、これだけ非正規雇用が多くなって、時間給で働いている人たちも自分たちの生活のための生計費、このようになっていっている人が非常に多いんだと思うんですね。十八歳の単身という人じゃなくて、やはりこの最低賃金は労働者とその家族の生計費、これをベースに置いて考える時代に来ているんだと思うんですね。

これが、実は表がありますけれども、日本の最低賃金というのは、ここに書きましたけれども、大変、アメリカ、フランス、イギリスと比べて低いです。アメリカはこれから、日本が一〇〇とするならば一四五の位置まで上げようということが既に決まっておりますから、これを見ていただいただけでも本当に最低賃金というのが低いのが分かると思います。

そこで、総理は成長力底上げ戦略、こういう施策を打ち出していますけれども、私は、最低賃金こそ底上げしないと、働いても働いても生活保護以下にとどまってしまう。仮にですよ、仮に一時千円として年間二千時間働いたとしても、その方の年収というのは二百万ですよ。総理は、日本の最低賃金は幾らぐらいが適当だと思いでしょか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにいたしましたわけでございます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことよって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣ってこの最低賃金も上がっていくような仕組みをつくっていききたいという中において、円卓会議をつくって、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていきたいと、このように考えているところでございます。

○福島みずほ君

次に、最低賃金法案についてお聞きをいたします。今、年収三百万円以下の割合、世帯が四割というさまざまな事態になっております。今回、国会で最低賃金法の改正が審議をされますが、十分に具体的実効性のあるものとして機能するものかどうかというふうに疑問を感じます。中央の審議会が一定の目安を提示し、それに基づき地方の審議会が議論するとしていますけれども、もっと全国的に引き上げるプロセスを策定できないか。これは野党も、それから連合も全労連も、例えばどんな人もどこで働いても最低時給千円以上ということ、やはりワーキングプアと言われる人をなくすべきだという主張では一致をしております。もう少し最低賃金、外国に比べて日本は低いのですから、これを上げるということについていかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、福島委員の方から全国どこでも一律に時給千円という最低賃金を設定したらどうかと、こういうお話でございますけれども、これはやっぱり現実の経済を考えて私ども取り組ませていただくを得ないということ、そういう観点からすると、これは総理も度々予算委員会でも申し上げておりますけれども、いかにそれは非現実的であるということでございます。

私どもが今回考えておりますのは、今もう委員がおっしゃられたとおり、法律が制定されました際には中央最低賃金審議会から引上げ額の目安を提示すると、こういうことを考えております。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、この目安を参考にしつつ、また地域の実情等も踏まえた上で審議が行われ、その結果として現下の雇用経済情勢を踏まえた適切なそれぞれの地方の賃上げが行われると、こういうことを想定しているわけでございます。

そして、その引上げの場合に、今考えておりますのは、生活保護との整合性も考慮するということを賃金の、最低賃金の生計費の部分について考えておりまして、このことを明確にすることを法律の上で明らかにしておりますが、そういうことを先ほど言った目安を提示するときには十分勘案して私どもとしてはこの引上げを実現したいと、このように考えているところでございます。

○福島みずほ君 地方や中小企業に関しては、私は経過規定を設けるというのでも構わないと思えます。なぜ中小企業が厳しいと言われるかといえば、例えば大企業から下請で下りてくる際にダンピングが行われたり、コスト削減で厳しくたたかれるという現状が確かにあります。しかし、それはむしろ公契約法や公契約条例といった形で中小企業における労働条件も保護するというようなことも厚生労働省としては是非やっていただきたい。そういうことを、中小企業自身を応援すること、どこで働いても時給千円以上、二千時間働いても年収三百万円なわけですね、ですからどこで働いても時給千円以上は保障していくと、それに向かつて厚生労働省は努力をしていただきたいというのを強く申し上げたいというふうに思います。

○岡崎トミ子

私たち民主党は、格差是正のために、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図るとともに、最低賃金を少なくともフルタイムで働けば十分に生活できるレベルまで引き上げる必要があると考えます。

この点について、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとなっておりますが、生活保護に係る施策とは何を指し、最低賃金はそれをどの程度超える額に設定し、その結果として幾つの都道府県で何円程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求めます。

○内閣総理大臣(安倍晋三)

最低賃金法の改正についてのお尋ねがありました。

今国会に提出をした最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを法文上明確にしているところであります。この生活保護に係る施策とは、国民に最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額に言及することは適当ではありません。いずれにせよ、今回の法案が成立した際には、各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、それに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。

○辻泰弘君

それからもう一点、最低賃金についても余計なことを言っているわけでございます。不用意に最低賃金を引き上げることは、労働者に失業をもたらす生活をかえって困窮させることにつながるというように今まで言っているわけですね。そしてまた、そもそも労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考え方は誤っている。そこまで明言しておつて、じゃ、どうやったから労働者の保護が図られるというふうに考えるのかというのがよく分らないままで、その部分だけ押してきているという、学者が作られたとしては非常にへんはな論理だと思えますけれども。いずれにいたしましても、安倍総理も最低賃金について引上げを実現していきたいと、このようにおっしゃっている中において、この部分にも、やはり政府の今は取組姿勢と全く背馳する考え方になっていくんじゃないかと思うんですけれども、この点については大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どももいたしましては、今回、最低賃金の要素である生計費の問題につきまして、生活保護との整合性を考慮するということをご新しい改正法案で御提案させていただいております。

それから、私どもの方だけではなくて、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきましても、中長期的な引上げ方針というものを念頭に生産性の向上を考慮した仕組みの中で政労使の合意形成を図っていくことと、こういうような動きも現にあるわけでございます。したがって、中長期的にも日本の最低賃金を引き上げていくという方向については、内閣の全体の考え方の中で、そういうものをしっかりと受け止められるような環境整備も政策的に努力をするということと相まってこの方向を進んでいくことと、こういうふうに考えているわけでございます。

そういう中で、それはまあこの言い方そのものが何か経済論的に誤りかと言われれば、それはこのとおりのことが起こればそうだろうと、こういうことになりましたが、政府全体が、先ほども言ったように、そういう方向、最低賃金を引き上げようという方向で、その環境整備をどうやってしていくかという政策的な検討をしているさなかに、分かり切ったこととは言いません、そういう努力を全くしないことを、あるいはその効果が上がらないことを前提にした議論をするということも適切を欠くなど、こういうふうに思っております。

○櫻井充君 もういいです。

大臣、こんなやり方でいいんですか。つまり、いろんな場面でいろんな議論をするのはいいんだという多分答弁になるのかもしれないんですが、こんなことやっついて本当にいいんですか。つまり、厚生労働省の中には、厚生労働省の中できちんと労働政策審議会というのがあるんで、そこでいろんな代表者が出て議論をしているんでしよう。これはちゃんと代表者を集めて議論しているんでしよう。何でもこんなものまでやらせなきゃいけないんですか。こんなの税金の無駄遣いですよ、僕から言わせれば。そういうことをまずやめさせることから始めないとどうしようもないんじゃないですか。厚生労働大臣として、厚生労働大臣としてどう思われますか、こういうこと。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 規制改革というものが、私の記憶するところでは、日本の経済がバブルが崩壊して非常に不況になったときに、財政も相当傷んでいましたので、これ以上、財政政策で財政の出動を期待するというのができなくなりました。そのときに、規制、当時は緩和と言っておりまして、規制緩和ということでもって供給側の対策をすることによって日本経済をもっと正常に戻していくということが企図されました。

当時、行政改革の一環という位置付けもあったんですけれども、むしろそうしたことで、規制改革というのは経済政策として位置付けられるというようなことが行われました。それがずっとここ十年以上にわたって非常に、依然として同じようなトーンで追求をされていると、こういうことでございます。

そういうようなことで、規制改革というものについては依然として大きな日本の経済政策的な側面から効果が期待されるということで推進をされているということですが、それはどういうシーンでもってやられているかという、今ある内閣府から説明がありましたように、規制改革会議ということで行われているということでございます。それが、最低賃金というようなことについて、これも規制といえは規制かもしれませんが、これも規制をするということとはちよつとどういふことかしたらんと、私も若干いふかりの気持ちもありますけれども、とにかくそういう位置付けの下で何か発言をしたということでございます。

もとより、それは、そういうことを意見として言うということですから、意見を封じるわけにはいかないということ、私どももそういうことの発表があったということを実際として受け止めざるを得ないわけですが、午前中の審議でも申し上げましたように、その最低賃金については私ども、現に最低賃金の改正案を国会に提出をいたしておりますし、また、中長期的には、内閣そのものに置かれている底上げ戦略の方でも中長期的にこれを引上げの方向で考え、そしてそれを現実を受け止め、実現できるように生産性を向上していくと、こういう観点からいろんな政策が議論されていくと。

そういうようなときに、分かり切った経済論を、何か最低賃金を上げれば、それを踏えない企業はつぶれて雇用が維持できなくなるといふ、まるで、何と申しますか、何とも言い難い当たり前のことを何でこの様に言わなきゃならないかというのを考えまして、私は誠に不適切な意見表明であるということも申し上げた次第です。

○小池晃君 大臣、正に今審議されているパート法案について厚生労働省の国会答弁とも百八十度異なるような見解が出されているわけですよ。しかも、それだけではない。同一労働同一賃金にも反対。最低賃金を引き上げることも反対。しかし、中身を見ますと、例えばこんなことも書いてあるんです。行政庁、労働法・労働経済研究者などには、このような意味でのごく初歩の公共政策に関する原理すら理解しない議論を開陳する向きも多い。当会議としては、理論的根拠のあいまいな議論で労働政策が決められることに対しては、重大な危惧を表明せざるを得ないと考えていると。ここまである意味なめられたような文書を出しているわけですよ。

大臣、やっぱりこれは、私、むしろ私なんかは、これはもう財界の利益のみを根拠にしたあいまいな議論で、労働政策にこういう規制改革会議が介入してくることは重大な懸念を私は持つわけですが、これだけの中身を出されておいて黙っているわけにはいかないんじゃないんですか。私は、今正にパート法の審議もやっていますから、その中で、全く政府見解と違うことが規制改革会議から出てくる中で、これは法案審議なんかできませんよ。これを撤回しなければ、私はこの法案審議はできないと思いますが、撤回を求めるべきじゃないですか。

○国務大臣(御澤伯夫君) 委員の御指摘は私といたしましても理解するところであります。先ほど来申し上げておりますように、この法案を出し、また担当の省のみならず、内閣におきましても、そういう最低賃金の問題について将来、中長期的にこれを引き上げる方向でその条件をいかにして整えるかという点について議論をいたしている、そういう状況の下で、政府のこの一部の末端の組織といえども、こうしてその方向性において全く違うようなことを意見表明するということが、これはもう随分異例のことであると思うし、適切さを全く欠いていると私は考えております。小池委員の方からは、この撤回を求めるべきと、こういうふうにおっしゃいますけれども、これは規制改革会議の下のグループの、更にその下のまたタスクフォースということでございますので、ちよつと私どもとしてはそれほど大きく相手にすべきことでもあるまいと、このように考えております。

○小池晃君 この調査、三年前にも行われていたが、最賃を要素とするという数字が四一%から、今お話を聞いたように、二一%に上がってきています。六四%という同じ地域の同業同一職種の場合が多いと思うんです。

私、いろいろと実態お聞きしましたけれども、例えば大阪の労働者、大阪労連の方に聞いたんですけれども、パート労働者の方が困交でその均等処遇を求めると何と言われるか、そんな賃金のところはどこにあるねんと、周り見て自分のところだけ良くて羨ましいじゃないかと、時間給は隣のスーパーと比べて遜色ないはずだと、その証拠にあんたたち安いと言っけと辞めなさいだろと、こういう返事が、これは使用者側から返ってくるんですよ。これが実態だと。

結局、大阪の例でいうと、最賃額の七百十二円を基礎にして、最低ラインに学生アルバイト、その少し上にパートが置かれてパート相場はできていると、そこに張り付いているという実態があるんだと。しかし、八割は有期雇用ですから、これは安い賃金でも我慢するしかないという実態があるんだと。こうした中でまともな生活ができる賃金確保するために、解決方法としては、やはり同一価値労働同一賃金ということを経営の原則にしっかりと据えらるるとも、全国一律最低賃金制を確立する。最低賃金、まともな暮らし水準、私たちが時には時給千円以上ということ提起しておりますが、これが本当に必要なんだらうと思っております。

その点で、今この国会に提出されています最賃法案ですが、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると、そういう規定でしかない、確実に最賃が引き上がる根拠は示されておられません。厚労省としては、これ、どの程度の金額が上がると考えられているのか。もう生活保護との関係ということでは、かえって大きくなる危険性あるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金制度は、今のお話にありましたように、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして十分機能しているというふうには思っておりまして、今後とも、安全網として一層適切に機能することが求められているというところであります。

このため、今お話をいたしましたように、今回の改正法案では地域別最賃については生活保護との整合性も考慮するということを明確にしまして、その最賃額までの賃金の不払についての罰金額の上限を五十万円に引き上げること、より一層この最低賃金制度が適切に機能するようにしたいというふうに考えております。

お話をいたしました最低賃金の具体的な水準につきましては、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会においてこの法改正の趣旨に沿った議論が行われて、その結果に沿って現下の雇用情勢等を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

また、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政府の合意形成を図って、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいというふうに考えております。

今お話をいたしました全国一律、まあ千円というお話もありましたが、そういうことにつきましては、急に最低賃金を大幅に引き上げることにつきましては、これは中小企業を中心として労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的だということに思っております。

最低賃金を全国一律の制度とすることについては、これは最低賃金は労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差がありまして、生計費も異なるというところから、その水準にのりましても地域によって差があるものでありまして、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではないと、やはり各地域の実情に応じて決定されるべきであるというふうに考えております。

○園田康博君

次に、最低賃金法の改正について伺います。地域別最低賃金は毎年一円から五円程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は、他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられたままです。地域によっては、最低賃金が生活保護水準を下回っており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

新聞各紙はワーキングプアなどと上品な片仮名を使っていますが、これは日本語に訳せば、働いても貧乏ということであり、まじめに働いても暮らしていけない、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国でございませぬ。すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指していると言わざるを得ません。

大臣、ネットカフェに行つたことはございませぬでしょうか。私は昨日、ネットカフェのその実態、若者の実態を現場で見なければならぬと思ひ、実際に見てまいりました。そこには、日雇い派遣という形で、一日六千円から八千円の給料で生計を立てているもの、アパートを賃貸する初期費用六カ月分をためることができず、ネットカフェ、あるいは最近ではハンバーガーショップなどで一夜を過ごす若者がふえていると言われ、ネットカフェ難民という言葉まで生まれています。このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいる社会について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

さて、法案についてお伺いする前に、政府の御見解を明確にしておかなければなりません。昨今、規制改革会議から、不用意に最低賃金を引き上げると、その賃金に見合う生産性を発揮できない労働者の失業をもたらすという、最低賃金の引き上げに慎重な意見が発表されたのであります。今、こうして最低賃金法の改正案がまさに

国会審議に入ろうというときに、政府の規制改革会議から意見書が発表されたとするならば、これは見過ごすことはできません。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、最低賃金の中長期的な引き上げ方針を協議することになったのであります。

一体、政府は最低賃金を引き上げるのでしょか、引き下げるのでしょか、どっちなんですか、答えてください。規制改革会議のペーパーを眺めれば、政府は、貧乏人はもつと貧乏になれと言つていて、格差は正など単なるポーズだつたしか見えません。最低賃金政策の決定権がだれにあるのかも含めて、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

民主党の考えでは、最低賃金の原則を労働者及びその家族の生計費を基本とするとしており、政府案において、最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすること、これを取り入れるお考えがあるかどうか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

政府案は、地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」としてありますが、この改正により、加重平均で時給四十九円になるという厚生労働省の試算が報道されています。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれぞれ出しているたびに、バナナのたき売りでございませぬが、例えば最賃の相場が引き上がるような報道がなされており、それはそれで結構でございますが、格差は正に本気で取り組むのは民主党の方なのか、政府・与党なのか。どんなに競つてみたとしても、私ども民主党の方が真剣であり、政府・与党は単なるポーズにすぎないということを最後に指摘をさせていただきます。私の質問を終わります。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

次に、いわゆるネットカフェ難民についてお尋ねがありました。

この問題に的確に対応するためには、まずその実態を把握することが重要であります。これらの労働者は、その外見から一般の利用者と区別がつかないことなどから把握が困難な面があるため、関係者と調整を図りながら的確な把握方法を見出し、早急に実態調査を行つてまいりる所存であります。

これらの者に対する対策につきましては、把握された実態を踏まえて具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保するための相談、支援を行うとともに、より安定的な就業機会を確保するための支援を行つていくことが課題であると考えております。

規制改革会議の意見書に対する見解等についてのお尋ねがありました。

お尋ねの規制改革会議の意見書とは、去る五月二十一日、規制改革会議再チャレンジワーキンググループ労働タスクフォースが公表したものであり、お聞きいたしました。当該記述は、現時点における同タスクフォースの考え方として、不用意な引き上げということが起こつた場合について意見を述べたものと理解しております。

厚生労働省といたしましては、最低賃金法改正法案を成立させていただいた際には、改正法の趣旨を踏まえ、最低賃金の引き上げを図つてまいりる所存であります。

なお、最低賃金は、最低賃金審議会の意見を聞いて、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定するものとなっております。

労働者の家族も考慮した最低賃金の決定に関するお尋ねがありました。

労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用をいふものであります。具体的には、どのような労働者を前提とするのかについては、最低賃金の決定の仕方と密接に関連する問題であります。

現在決定されている地域別最低賃金は、年齢階層にかかわらず一律に決定され、単身労働者も扶養家族を有する労働者もいずれも対象としており、また、一般的には賃金カーブは入職時が最も低くその後上昇していくことと、ございませぬ。こうしたことを前提とするならば、最低賃金の決定に当たつて、直接参考とするのは若年単身労働者の生計費とすることが適当と考えております。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することとしたしております。生活保護に係る施策との整合性の具体的なあり方は、最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。

また、地域別最低賃金の具体的な水準は、中央最低賃金審議会の議論も踏まえ、地方最低賃金審議会において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含め、さまざまな要素を総合的に勘案して審議を行い、決定されるものであります。

御指摘の報道の内容は、現在の最低賃金の水準と生活保護の水準との機械的な一つの比較を示したものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の法案が成立した際には、最低賃金審議会におきまして法改正の趣旨に沿つた議論が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることといたしております。

○江田康幸君

まず、最低賃金法改正法案について御質問します。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金を下支えするセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしているところであり、就業形態が多様化する中で、その重要性はさらに増しているものと考えます。

ところで、現在、地域別最低賃金は都道府県ごとに決定されておりますが、地域によつては、最低賃金でフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られない場合もあると伺います。このことは、最低限度の生活を保障するという観点やモラルハザードの観点から大きな問題であり、就労に対するインセンティブが働かないものと考えます。

こうした問題に関し、労働者の賃金の底上げを図るべく、最低賃金制度がより一層セーフティネットとして十分に機能する必要があると考えておりますが、今回の改正法案においてはどのように対応しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、あるべき最低賃金の姿についてお尋ねいたします。

現在、地域別最低賃金の水準は、全国加重平均で六百七十三円と聞いております。これについて、全国最低賃金を導入すべきとの意見や、全国平均で千円を目指すというような意見があり、これを実現させるため、民主党案では、最低賃金の決定基準から賃金支払い能力を取り払っております。

このような主張は耳ざわりがよく、またわかりやすくもあるのですが、最低賃金は国が罰則をもつてすべての労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであることにかんがみれば、企業の賃金支払い能力を無視して、最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるとなると、中小企業の事業経営を圧迫し、反発を招くのは明白であります。

また、我が国の実情を見ると、賃金や物価水準等について地域格差が大きく存在し、地域の経済状況にも差が見られるところであります。

全国最低賃金を導入すべきという主張や、地域別最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張について、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

最初に、最低賃金の機能強化に関するお尋ねがございました。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものと認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティネットとして一層適切に機能することが求められている。このように考えております。

このため、最低賃金法改正案におきましては、地域別最低賃金について、一つ、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、二つ、不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることとしたしております。

次に、最低賃金の決定に当たつての考え方に關するお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によつて物価水準等に差があり、生計費も異なることから、その最低限度の水準についても、地域によつて差があるものと考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、急に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面もあり、非現実的と考えております。

○笠井亮君

最後に、最低賃金の問題です。

現行の最低賃金は、全国十一都道府県で、生活保護水準さえ下回っているのが現状です。こんなことが放置されていいはずはありません。最低賃金の決定権は国にあります。こんなに低レベルにとどめてきた責任は極めて重大です。一体、今回の法改正で、最低賃金が幾ら引き上げられるのですか。

今必要なことは、全労連や連合を初め多くの労働者、国民が求めているように、全国どこでも時給千円以上に引き上げることではありませんか。明確な答弁を求めて、質問を終わります。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。

今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することとしたしております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでありますが、今回の改正法案が成立した時点には、審議会において法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ幅等の措置を講ずることとしたしております。

最低賃金の水準についてのお尋ねがありました。

地域別最低賃金を全国どこでも千円以上に引き上げるなど、急に大幅に引き上げることにつきましては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○重野安正君

今回、最低賃金法の一部を改正する法律案に生活保護との整合性が盛り込まれていますが、そもそも、このような考え方を導入すること自体、問題です。新たな指標が加わることで、生活保護制度の縮小が続く中、最低賃金もどの程度引き上げられるのか定かではありません。

日本の最低賃金は、欧米諸国と比べ低過ぎます。ナショナルミニマムの最低賃金を法で定め、そこに地域別最賃を上乗せする方式に変更することによって、最低賃金の底上げを図る方策を検討すべきであると考えますが、大臣の答弁を求めます。

最後に、機能不全に陥っている雇用のセーフティネットを一刻も早く張り直すことを強く求め、私の質問を終わります。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

最低賃金の決定方式についてのお尋ねがありました。した。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なりますので、その最低限度の水準についても地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、全国最低賃金を決定した上で、地域によってそれを上回る地域別最低賃金を決定する方式につきましては、地域の実情に応じて地域別に最低賃金を定めている現行の制度と結果としては実質的に変わらないのではないかと考えられ、御指摘のような制度とする必要性はないものと考えます。

○糸川正晃君

最低賃金法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正案は、地域別最低賃金の決定に当たって、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしております。そして、これにより最低賃金は引き上がる方向であると、総理、柳澤厚生労働大臣は幾度となく発言しております。

厚生労働省の試算によりますと、東京や大阪などの全国十一都道府県で、地域別最低賃金が生活保護の水準を下回っております。

最低賃金の大幅引き上げは中小企業への影響も大きいと考えられますが、どのようにして最低賃金を大幅に引き上げるつもりなのか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

最低賃金の引き上げについてのお尋ねがございました。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の最低賃金法改正法案が成立した際には、審議会において法改正の趣旨にそった審議が行われ、その結果に基づき、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図ることとしておりますが、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げが実現されるものと期待をいたしております。

○辻泰弘君

それから次に、アメリカの最低賃金についての報道がございました。最低賃金については法的には議論ができないまま終わるのかもしれないけれども、私どもとしては、やはり全国最賃をつくって、生計費も、労働者本人だけじゃなくて家族の生計費も入れた数字とすべきだと、このようなことを申し上げているわけでございます。そこで大いなる関心を持っているわけですが、アメリカも二年間で六百三十円近くから八百八十円まで引き上げるといふようなことが出ていたわけですが、まずアメリカの最賃制度についての基本的な仕組み、その今度の引上げの内容、それから引上げをするときに減税なども加味したといふふう聞いておるんですが、その辺について簡単に御報告いただければと思います。

○政府参考人(宮島俊彦君) お答えいたします。

今般、五月二十五日に大統領の署名した法律は、現行一時間当たり五・一五ドル、日本円で百二十円で換算しますと六百十八円の連邦最低賃金を、署名の日から六十日後には五・八五ドル、七百二円、一年後に六・五五ドル、七百八十六円、さらに一年後に七・二五ドル、八百七十円へ引き上げるといふ内容でございます。

なお、引上げに伴いまして中小企業に対する減税も実施し、企業負担の軽減も図るといふふう聞いておるところでございます。

○辻泰弘君 まあ国情が違うんであれですけども、基本的には全国最賃みたいなものであると、こんなイメージでしょうか。

○政府参考人(宮島俊彦君) アメリカの最低賃金制度でございますが、これには連邦制度と州の制度の二つがございます。

連邦最低賃金の適用範囲、これは州を越えて営業する企業、それから連邦、州などの公務員、それから年商五十万ドル以上の事業所などが連邦最低賃金の適用ということでございます。州においてはその連邦で適用されないものについても最低賃金を決めておりまして、適用範囲、金額とも州において独自に決めているといふようなことでございますが、連邦賃金と州賃金が差異が生じる場合は労働者にとって有利な方を優先すると、そういうような制度になっていると聞いております。

○辻泰弘君 また、最低賃金の議論は今後させていただきますたいと思いますけれども、私どもとしては最低賃金を、このアメリカでも二百三十円くらいでございますか、上げていくということに、二百五十円ですか、上げていくといふふうなことを、まあ二年間でございませうけど、あるわけで、そういうことも、そしてまた中小企業減税も加味しながらということのようですね、そういったことも模範としながら取り組んでいきたいと思っております。

またあわせて、最賃の引上げと同時に残業代の割増し率の引上げというものを、もつとしっかりと取り組んでいく、そういうことのトータルとしての労働分配率の引上げに政策的にも対応していかねばならないと、このように思っております。

○新井委員

初めに、最低賃金法について、生活保護との整合性についてお伺いいたします。

賃金の水準が生活保護を下回る都道府県があると聞きましたが、最低賃金の水準が生活保護の水準より低いと、額に汗して働くよりも生活保護を受けた方がよいということになって、就労意欲がそがれるのではないかと思っております。

そこで、最低賃金が生活保護を下回るという指摘につきまして、今回どのようにこの改正法案で対応しているのか、副大臣にお伺いしたいと思います。

○武見副大臣 本来、この最低賃金制度というのは、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障して労働条件の改善を図るということを目的としているわけです。ただ一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点、それからモラルハザードの観点、こういったところから、生活保護との整合性の問題が指摘されるようになりました。

このため、最低賃金法改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確にしているわけでありまして、

この最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会、ここでの審議を経て決定されるものでございますけれども、今回のこの法案が成立した後、審議会におきまして法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況をしっかりと踏まえた上で、最低賃金のそれぞれの地域における適切な引き上げ、こういったこと等の措置を講ずることとしております。

○新井委員 私も、ぜひともそれをしっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども、この最低賃金制度について、民主党は、通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮せずに最低賃金を決定するという改正法案を提出して、時給最低千円を目指すという主張されているように思いますが、最低賃金はやはり地域の経済力に見合ったものとするべきであると私も思っておりますし、このよう

主張は実効性があると言えるのでしょうか。

そして、また政府にお伺いしたいと思いますけれども、最低賃金の決定に当たっては賃金支払い能力を考慮すべきものと考えますが、この点についていかがでしょうか。お伺いいたします。

○青木(豊)政府参考人 地域別最低賃金の具体的な水準につきましては、これは三つの決定基準、一つは労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この三つの決定基準に基づきまして、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるということになっております。

お話がありましたように、このうちの通常の事業の賃金支払い能力というのは、これは個々の企業の支払い能力ということではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払い能力をいこうというふうに考えております。

最低賃金は、国民経済あるいは当該地域の経済力の水準とかけ離れた水準で決定され得るというものでもない、御指摘のとおりだと思います。最低賃金の決定に当たりましては、御指摘のとおり、通常の事業の賃金支払い能力についてもやはり考慮されるべきものというふうに考えております。

○新井委員 ありがとうございます。

私も、この民主党の、これは最低千円以上を目指すと言っておりますけれども、かなりの地域差があると思っております。そしてまた、私の地元などでも、零細企業にとりましてはやはり負担となりますので、確かに労働基準法というのは労働者のための法律だと思っておりますけれども、経営者のある程度考えてあげないといけないと思っておりますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○古屋(範)委員

日本全体の雇用環境でございますが、四月の完全失業率三・八％ということでございます。一時期と比べますと、労働環境、雇用環境、非常に明るい兆しが見えてきていると申し上げておきます。パブル経済崩壊の不況下におきまして、非正規雇用者が増大をいたしました。雇用の不安定化を背景といたしまして、長時間働いても生活保護水準以下の収入しかない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる人々の存在、非常に大きな課題であると考えております。

それに対しまして、このたびの最低賃金法改正案、格差是正またセーフティネットを張って行く、これに資する法案である、このように考えております。

このたびの法改正、三十九年ぶりとなる抜本的な改正であるというところであります。最低賃金制度が働く人々の安全網、支えとして十分に機能し、所得格差の是正に資することができることを期待をしております。

この中で、地域別最低賃金をセーフティネットとして義務化する、そして地域別最低賃金の原則として、生活保護との整合性に配慮する、そして地域別最低賃金の不払いを行った企業に対する罰金、これは二万円以下から五十万円以下に重くするということでございます。中でも、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、この地域別最低賃金の額が本当に引き上げられるのかどうか、ここが最大の焦点であると考えます。

例えば都道府県ごとに設定されている地域別最低賃金、産業や職種にかかわらずすべての労働者とその使用者に適用されるために、労働者の安全網としての機能を持っておりますが、その不均衡がございます。

平成十八年度地域別最低賃金、最高が東京都で時給七百十九円、次いで神奈川県七百十七円、大阪府七百十二円、最低が青森、岩手、秋田、沖縄の六百十円となっております。全国平均は六百七十三円ですが、最も高い東京都と最も低いこの四県とを比べますと、百九円もの差があるわけでありまして、一日八時間、二十二日働いたとしても、東京では十二万六千五百四十四円、一方、この四県におきましては十萬七千三百六十円と、実に二万九千八百八十円、二万円近い開きが出てまいります。

このように地域間格差が見られることとあわせて問題なのが、最低賃金水準自体が低いということでございます。

全国平均六百七十三円、一日八時間働いたとしても月給は十二万八千四百四十八円にしかならない。さらに、毎年の改定額は二円から五円という低水準であります。この批判的となつて、憲法第二十五条に基づき最低限の生活を保障するために設けられている生活保護費よりも低額となつていくわけでありまして、これでは、最低賃金制度に求められている、すべての労働者を不当に低い賃金から守るといふセーフティネットの機能が果たせないのではないかというところが問題となつてまいります。

そこで、今回の改正を機に、各都道府県の地域別最低賃金を適正水準に引き上げる必要があると考えております。生活保護費以上の水準に見直し、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消すべき。このように考えますが、いかがでしょうか。○柳澤國務大臣 最低賃金制度は、賃金が低い、そういう立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的といたしております。

今委員の御指摘にありましたように、最低賃金が低いのではないが、こういう御指摘でございます。したけれども、労働者の最低限の生活を保障するという観点、それからもう一つは、生活保護との整合性という意味で特にモラルハザードが起つてしまふ、遊んでいた方が高い手当が手に入るというようなことがあつてはならないわけでありまして、私ども、今度、生活保護との整合性というものをしっかりと法律で書かせていただいたことについてでございます。それともう一つは、今委員が御指摘のように、地方最低賃金というものを必ず定めなきゃいけないということで義務化をして、その確保を図つて、こういうことでございます。

最低賃金の具体的な水準ということも、もう委員も御案内のように、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際におきましては、審議会において、今回行った法改正の趣旨に沿つた審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることについてでございます。

私どもとしては、本当に上がるのかという委員の率直な御質疑に対しては、もうぜひ上げたい、こういうことと考えてまいりたいと思つております。

（注）「最低賃金」は、労働者の最低賃金を指す。また、「セーフティネット」は、労働者の最低賃金を指す。

このように、諸外国と比べて大きく低い日本の最低賃金水準、これについていかがお考えでしょうか。○青木(豊)政府参考人 最低賃金は各国でそれぞれ定められておりますけれども、その基礎となつておりましたところがかなり異なつておるというふうに思つております。

我が国の最低賃金は、若年者などを含めまして、労働者の年齢にかかわらず一律に適用されるということでありまして、また、労働者を一人でも雇用していればすべての企業に適用されるというものでございます。しかし、諸外国ではそうではない国もございまして、英、仏、米などのように年齢によつて減額している国もございまして、また、適用対象企業に制限がある、一定の規模以上の企業の労働者というふうなことにしているというところもございまして、そういう国もございまして、各国によつて最低賃金制度そのものに違いがあるというふうにも思つております。

また、我が国におきましては、企業規模間の賃金格差が大きいという指摘もあるなど、賃金構造について、諸外国と異なつた事情があると思つております。したがつて、単純に最低賃金の水準そのものを外国と比較することは難しい面があるというふうにも考えております。

それからまた、最低賃金につきましては、多くの国におきまして、労使も参画した審議会において、賃金実態等を踏まえた審議を経て、その国々の妥当な水準として決定されているものであるというところにも留意する必要があるというふうにも思つております。

いずれにしましても、地域別最低賃金につきましては、その水準を、生活保護との整合性も考慮して決定するというところで今回の法案をお願いしておりますし、最低賃金制度が安全網として一層適切に機能することになるというふうにも考えております。

（注）「最低賃金」は、労働者の最低賃金を指す。また、「セーフティネット」は、労働者の最低賃金を指す。

○古屋(範)委員 最後の質問に申し上げます。全国一律最低賃金というものを定めるべきだという指摘も一方でございまして、民主党が提出をいたしました。きょうは審議に欠席をしておりまして、重要な労働法案の審議に欠席をする、嚴重に抗議したいと思つておりますが、民主党提出の最低賃金法の一部を改正する法律案の中で、全国一律の最低賃金を設けると規定しております。その上で、全国平均で時給千円を目指すとして主張しているわけでありまして、もちろん、最低賃金を引き上げる、非常に重要なことではございますが、問題はその中身、また、実現性があるのかどうか、ここが非常に重要な観点になると思つております。

私自身も、景気回復、雇用環境も明るくなつてきた、回復の兆しを見せてきたとはいへ、やはり地方、中小企業まで十分行き渡つておるとは言えない現状でいきなり平均千円という数字、これは非常に実現性がないのではないかと考える次第でございます。

この最低賃金について、公明党は、生活保護との整合性を考慮して水準を引き上げるべき、このように主張をしております。それが今回、こうした改善策を盛り込んだ最低賃金法改正案となつたわけでございます。

いわば国民受けをねらつた政策を打ち出して、実現しなければ後にかいたもちにすぎないといつていただいております。この民主党案に対しまして、副大臣の御意見を伺いたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

○武見副大臣 地域によつて物価水準等に差があることは御案内のとおりでありまして、生計費も異なります。全国一律に最低賃金を定めるということは全く適当とは思いません。各地域の実情に応じて決定されるべきものと私も考えております。

そしてまた、地域別の最低賃金を例えば千円へ引き上げるといふようなことを急に大幅に上げてまいりますと、これは今度は中小企業などを中心といたしまして、かえつて労働コスト増ということが起きて、逆に雇用の機会が失われるというふうなことが懸念されるわけでありまして、こういったことを考えますと、こうした案というものは余りにも非現実的だといふふうに私も考えております。

○古屋(範)委員 私も同感でございます。国民生活に直結をいたしました労働三法、この早期成立を求めまして、質問を終わりにいたします。

○細川委員

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺ってまいります。

まず、最低賃金決定の基準について伺いたいと思います。

最低賃金の水準についてでございますが、我が国の現状は、全国加重平均で時間当たり六百七十三円、最低の地域で六百十円ということになっております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルということになっております。今まで六百十一円ということに低かったアメリカ、これも二年後には八百六十円に引き上げられるということになっております。イギリスは千九百九十円、フランスは千二百三十八円、優に千円を超えております。これを見るだけでも、我が国の最低賃金は国際標準に近づけるべきだというのが結論になるわけでございます。

したがって、この委員会でも議論をすべきことは、どういう案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかということが大変重要でございます。民主党としては、全国平均で千円を目指すという政策を出しております。これは、この法案に対して与党の皆さんがどういうふうにお考えになるかわかりませんが、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だという意見も私は聞いております。しかし、もともとフランスやイギリスなんかはもう優に千円を超えているわけですから、仮に千円で年間二十時間働いたとしても、年収は二百万円にしかならない、決して私は大き数字ではないというふうな思っております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入ったところでございます。生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性を配慮する、ここでありまして、今まではどうだったかという、現行法第三条で、最賃は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定し

なければならぬ、こういうふうになされておりました。この規定は改正案の九条二項に引き継がれておりますけれども、この二項と、それから先ほど指摘をいたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はずっと伺ってまいりたいと思っております。

最低賃金の決定基準は以前から三つありまして、一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になっておりました。今回は、「地域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでございます。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか、それとも、この三つのうち一つはもっと重要性があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというの異なるのか。これについてまず伺いたいと思っております。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でございますが、委員のおっしゃるように、三つの要素で決定されるということになっているわけですが、この三つの要素につきましては、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別最低賃金の決定に当たって考慮されるべき要素であるというふうな考えております。

○細川委員 それでは、生活保護との比較についてお伺いをいたします。
私は、憲法二十五条にも規定がありますように、労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金のいわば下限でありまして、そしてまた一方で前提だということに思っております。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の生計費を上回る、これは当然でありまして、今まで生活保護以下の最低賃金の決定があったとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最低生活をする権利、こういう二十五条に違反するような疑いがあるというふうな思っております。

類似の労働者の賃金、それから通常の事業の支払い能力、この要素も、マクロに見て最低の生計費を上回って支払い得る根拠とはなっても、それを下回る基準ではないだろう、こういうふうな思っております。

お伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生活保護の水準を上回るべきだということに私は考えますが、法案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」というこの規定の意味は、少なくとも生活保護の水準を上回る、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○青木政府参考人 今委員が御質問になりましたように、生活保護との関係でございますけれども、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち、この生計費につきましては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ということにおっしゃるとおりなっております。この三つの要素は対等な関係にあるのか、それとも、この三つのうち一つはもっと重要性があるのか、この三つの要素それぞれ、そういう重さというの異なるのか。これについてまず伺いたいと思っております。

○細川委員 それでは、その生活保護に係る施策との整合性ということについて、さらに進んでお聞きをいたしますが、生活保護との比較をするのか、その生活保護の何と比較をするのか、それが大変大事だというふうに思っております。

そこで、厚労省で作成いたしました「生活保護と最低賃金の比較」というのがございまして、これには四種類の表があつて、事前に厚労省の方からお聞きをいたしましたところ、おおむね二の表が一つの基準となるということにございまして、

この表は、生活保護の方については、都道府県の生活扶助基準人口過重平均プラス都道府県の住宅扶助実績値で見られるわけですが、最低賃金額は、これは最低賃金額に百七十六、これは一カ月の働く分でございますが、働く時数、そして〇・八六七、これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

かれた分、いわゆる可処分所得の額にございまして、そこで、これを比較いたしますと、およそ十一都道府県で最低賃金額が生活保護を下回っていることになりまして。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、これら十一都道府県で修正を加える、九条三項で、つまり、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これをクリアすると思ふ厚労省は考えているのではないかと、こういうふうな思ふますけれども、これについていかがでしょうか。

○青木政府参考人 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されておりますのに対し、生活保護は市町村を六階級に区分している。また、生活保護は、年齢や世帯構成によつて基準額が異なるというようなこと。あるいは、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある。そういったことをどういうふうにご考慮するかという問題が、御指摘のようにございまして。

しかしながら、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものであります。モラルハザードの観点から、少なくとも、最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題となるだろうというふうな思っております。

さらに、労働して賃金を得る場合には、単に生活保護を受けている場合よりも必要とする経費が増加するという観点からすれば、最低賃金の水準は生活保護を一定程度以上上回るものとすべきであるという考え方もあり得るというふうに思っております。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値により住宅扶助を加えたものを手取り額で見ると、先ほどの図でございますが、その最低賃金が下回っている地域、これが十一地域ということにございまして、まずはそういったケースについて、生活保護との整合性を考慮の上、その逆転を解消する。そして、その上でさらに、最低賃金と生活

保護との整合性のあり方について考慮していくことが必要だというふうに考えております。今申し上げましたそういう考え方も、一つの考え方でないかなというふうに思っております。

いすれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかということにつきましては、具体的な話のようになってまいりますので、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれども、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という意味が、今聞いただけではちょっとよく私は理解できませんでした。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在、最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が六百十四の青森、岩手、秋田、沖繩、この四県のうち、生活保護の方が高いのは秋田県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金の方が高い、こういうことになっております。逆に、生活保護の方が高い都道府県というのは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こういうことになっております。

そこでお聞きをいたしますが、ちよつと秋田を除きまして、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げましたこの十一都道府県については、仮にこの基準にいたしますと、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだろう、こういうことではないかと思えますけれども、そういうことでよろしゅうございませうか。

○青木政府参考人 生活保護との整合性だけで最低賃金額を決定するわけではありませんので、これによってこれだけしか上がらないという話ではないと思えます。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

助実績値の合計と賃金の可処分所得ベースとを比べてみますと、生活保護を下回っているのは十一都道府県でございます。確かにそうでありませうけれども、具体的な額、水準につきましては、これは考慮の一要素ということでありませうし、地域における労働者の生計費及び賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力を考慮して、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでございまして、それによって適切な引き上げがなされていくというふうに思っております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図りまして、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関しまして、産業政策と雇政策の一体運用を図って取り組んでいくということでありませうので、こういった成果として、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものというふうに考えております。

○細川委員 私が中心的に聞いているのは、今度の改正案で、今までの三つの要素にプラスして、生活保護の施策との整合性ということがプラスになったわけでしょう、そこが、だから、その関係で最賃がどういふふうになっていくかということに私は注目しているんですよ。これが大事なんですよ。そのほかは変わっていないんですから。いろいろなことを言われても、これは我々は理解できませんよ。大事なことは、この改正案で一体どうなっていくかですから。どういふふうにも最賃が上がるかですか。

それでは、ちよつとお聞きしますよ。まず、では、沖繩県の最賃というのは今度の法改正案で上がるんですか。上がるとすれば、どれくらい上がりますか。お聞きいたします。

○青木政府参考人 おしかりを受けるかもしれませんけれども、地域別最低賃金の具体的な水準については、これは先ほど来申し上げておりますよ。うな諸要素を勘案して、適切に地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるということになります

ので、具体的にどれが上がる、どのくらい上がるということは今直ちにはお答えできないわけですが、今御質問にありました、先ほど来申し上げております生活保護の生活扶助基準の一定の方式、それと地域別最低賃金の可処分所得ベースをとる場合においては、おっしゃるように、沖繩県においては最低賃金が生活保護を上回っているわけでございます。

したがって、この条項がまず、先ほど申し上げましたように、まずもってその観点の逆転を解消した上で、さらにその上で生活保護と最低賃金の整合性を考える必要があるというふうに先ほど申し上げましたように、そういう点を踏まえて、沖繩県においても具体的な額が決まってくるというふうに思っております。

○細川委員 具体的な数字というのは出てきませんから、しつこく聞くようですけれども、毎年毎年一円とか二円とかそういうものの額が上がっていく、その攻勢を毎年やっていると聞かれていますね。だけれども、そんなことじゃいかぬ、思い切った国際水準に上げなきゃいかぬじゃないか、もっと最低賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するようなことがないようにしなきゃいかぬじゃないか、そういうようなことも含めてこれを提案されたわけでしょう。

具体的に沖繩は、今六百十四だったほどの程度になるかというぐらいは、ある程度開かせてくださいよ。

○青木政府参考人 何度も同じお答えで恐縮でございますけれども、具体的な額を定めるのは、地域の実情に応じて、それぞれの法律で定められた要素を具体的に勘案しながら地方の最低賃金審議会が決めるといふスキームになっているわけでございます。その際に、どういう枠組みで物考えられているかということが法律で決定基準として決められて、まずもって、生活保護との整合性というものは少なくとも従来決定基準にさらに必要だろうというところで、明確化を今回するわけでございます

す。したがって、具体的な額についてどうだというのは、今直ちにお答えできかねるわけでありませうけれども、少なくとも、そういう考え方に基いて具体的な額が決まられるというふうに考えております。

○細川委員 今、沖繩は、最低賃金は六百十四ですね、六百十四。これが今度の法案、とりわけ生活保護との整合性ということで、どれくらい上がったか。これまでは一円とか二円の上がり下がりだったでしょう。それと同じことなんですか、それとも、もっとぐつと上がるんですか。十円単位ですか、百円単位ですか。ちよつとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからないんですよ、その御説明では。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護につきましては、さまざまな決定の仕方がございます。したがって、どれをとるかということはこのからの議論だということに思っております。法律の枠組みとしては、生活保護との整合性をきちんととっていただきたいということだろうというふうに思っております。

少なくとも、先ほど来申し上げておりますように、単身世帯の分類、二類の扶助基準と、それから住宅扶助、それといわば手取り額、そういうものを加えたものは、そこをスタートラインとして、少なくともそこをまずもって解消し、さらに、その上で生活保護との整合性をさらにどうするか、どのような水準に持っていかうかというの地方審議会が議論をしていただきたい。

少なくとも、参考に申し上げますが、先ほど申し上げました、委員がお触れになっている十一都道府県分でありませうけれども、これだけで逆転解消を機械的に算定いたしますと十一都道府県で四十九円、全国加重平均で二十五円の引き上げとなります。しかし、これが最低賃金の額の引き上げ水準ということではないというふうに思っております。

○細川委員 だから、先ほどの十一のところは大

都市を含む都道府県であつて、それは生活保護の方が上なわけですね。最賃がずっと下だ。だから、これに合わせるように、生活保護に合わせるように高くなるというのわかりますよ。では、そうじゃない沖縄はどうですかと聞いているんですよ。上がりますか、上がりませんかということですよ。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げていますように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をきちんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めるといふ枠組みでございます。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会で十分審議をした上で、地方の実情なども考えながら決定をして、しっかりと遵守してもらいたい、こういうことになっていくわけでありまして。したがって、法律上、具体的な額が直ちにでてくるという枠組みになっていないものではございません。

したがって、今回お願いをしております法律によつて、少なくとも生活保護との整合性との観点でいえば、最低限といえますか、まずもって十一都道府県については、これはまず解消されるでしょう、さらに、それでおしまいというわけではなくて、生活保護との水準というのはさまざまありますから、水準との整合性はさまざまありますので、それはこれから議論をして、何が適当かというものをきちんと、具体的な額を決めるに当たつて十分審議をした上で決定がされるというふうに思っております。

○細川委員 何度聞いてもちょっとよくわからないですね。仕組みも今までと同じでしょう。仕組みは今までどおりですね、地方最低賃金審議会が決める。そして、その三つの要素も同じですね、最初から話しました三つの要素。今度プラスされた生活保護との整合性を加味して決めるというわけですね。

だから、いいですよ、十一の都道府県についてはわかるんです。生活保護の方が上ですから、それに最賃を合わせるというのは、上がりますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、沖縄はその場合、今度は上がるんですか、生活保護を考慮して上がりますかということを知りたいんですよ。

でありますので、そういった枠組みに基づいて日本の最低賃金法もなっているというところでござります。

今までの仕組みで具体的にやるからなかなか具体的なことは言えませんというんですけれども、生活保護より最賃の方がちょっと上だったり、あるいはそれが同じだったりしたら、生活保護を考慮したつて変わらないんじゃないですか。今までどおりになるんじゃないですか。一円二円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。御申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○細川委員 ちよつと、今の質問だけ許してください。

今までどおりの一円二円の値上げの問題になるんではないですかと私は聞いています。上がるんだつたら上がるとちやんとおっしゃってくださいよ。もつと、どれぐらい上がるか。沖縄の人も心配だと思えますよ。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労控除とか、そういったものがあるわけですね。先ほど来お話がなされておりますのは、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実績値のみをやつた場合に十一だ、単純に機械的に比べると十一だということをおっしゃっているわけで、では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思えますが、何を比べるというのには、さらにそれに乗つてくるものが考え得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たつて十分議論をしながら考えるべき話だというふうに思っております。

こういった仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくというやり方がいわば世界の趨勢

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、私自身も、国家として、国民の皆様方の最低限の生活というのはどういうようなものなのか、これをきちっと定義して、最低限の生活は国家としてきちっと一律に保障する、こういう強い意思を持つことが国の信頼を高める基本だというふうに考えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活、国が保障する生活というのはどういうものか、非常に分野分野ではらばららになっていて、整合がとれていない、きちっとした哲学がないというふうには私は考えているところでございます。

そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたいんですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出ております。この生活保護との関係、あるいは国民年金の支給水準との関係、いろいろ、国が最低の保障をしなければいけない、こういう哲学がばらばらだと私は思っております。そういう意味では、今回の改正案は、最低賃金と生活保護あるいは国民年金との給付の関係というのはどういような設定をしているのか、具体的には、一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らない、こういうような哲学があるのかどうかというところをお伺いいたします。御明言いただければ。

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者につきまして、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図ることを目的としたしております。

一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点から、生活保護との整合性の問題もいろいろなところで指摘を受けたところでございます。今度、このために、最低賃金法改正案におきましては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを法定させていただきました。

具体的な水準については、今長妻委員からは全国一律にということでございますけれども、実際問題として、最低賃金を構成する三つの要素のうち生活費というものがあつて、この生活費というのは、物価の水準、動向等も地域によってばらつきがありますことを考えますと、地方それぞれに最低賃金を決定することがよしとされております。私もそれが実情を反映しているものだ、このように考えておりますが、したがって、最低賃金の具体的水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定される、こういうことになっていくわけでございます。

そういうことで、今回、生活保護との関係というところをこの法律上明らかにいたしましたけれども、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするという趣旨で、具体的にもこのことを今後実現してまいりたい、このように考えております。

○山井委員

少し、最賃の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の減額の特例を設け、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するとしているが、厚生労働省令とは何を想定しているのか、武見副大臣、お願いします。

○武見副大臣 現行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができるといふふうにしてあります。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けただからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがないように、例えば精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能率が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけでありませぬ。

そして、今般の改正によって法律上もこの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現在の運用における取り扱いを変更するというものではございません。現在の運用の実態を踏まえて省令を策定する、こういう考え方でございます。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的内容については、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の能力者と比較した被申請者の労働能率の割合とするといふふうにご考えておるところでございます。

○山井委員

それでは、ちょっと最賃の話をしたんですが、武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられましたか、これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の最賃法の罰則の適用ではないが、これはなぜですか。どのように労働者の保護を図るんですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。これは、すべての労働者について賃金の最低限を保障するセーフティーネットということでございます。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるといふふうに私もは考えておりまして、あくまでも一番基本的なセーフティーネット、これは地域別の最低賃金という確認をまずしておきたいと思っております。

このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、労働契約の内容を規制する強行的、直律的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによってこの履行を確保するということが五十万円ということが決められてきているわけです。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労使のイニシアチブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティーネットとは別の役割を果たすといふふうに、私どもはこちらについては考えているわけです。その不払いにつきましては最低賃金法の罰則は適用しないといふふうにご考えました。

ただ、他方で、特定最低賃金不払い、これは賃金の全額払い違反となることで、実際、賃金の全額払い違反に係る罰則として上限で三十万円、それが適用されるということになりますので、こういった観点からの労働者の保護というものはきちんと行われていると考えてます。

○園田（康）委員

最低賃金法の質問をさせていただきます。

でも、まだこの最低賃金法の内容に入る以前の問題でありますので、この内容そのものにはきょうは触れるつもりはありません。ちゃんとした、正常な形の中の審議に基づいてこの最低賃金法の中身の審議をさせていただきたいんですが、その内容に入る前に、先般、三月の二十二日でありましたでしょうか、政府の成長力底上げ戦略推進円卓会議、これについての大臣の御感想を少し伺っておきたいというふうに思うわけですが、このときに、安倍総理が、三月十九日の参議院の予算委員会での我が党の質問に対して、円卓会議についてこのように述べておられます。

最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにいたしましたわけでございます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによつて、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣つてこの最低賃金も上がっていくような仕組みをつくつていきたいという中において、円卓会議をつくつて、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていきたいと、このように考えているところでございます。というふうに総理はおっしゃつておられるわけですが、大臣、最低賃金は決定過程においてどのようになっていくんでしょうか。この円卓会議がベースになつて、これに基づいてつくられるものなんでしょうか、制度として、どうでしょうか。

○柳澤國務大臣 私、最低賃金の決定というのは、これまでの最低賃金審議会、これは中央の審議会、地方の両方ありますが、これを通じて決定されていく、それはある意味で、諮問に対する答申ですけれども、基本的にそれを尊重して、行政として決定をしていく、この仕組みは基本的にどうかが、全く変わらないというふうに理解させていただきたいと思つています。

しからは、この底上げ戦略推進円卓会議というのはどういう位置づけかというところ、結局、そういうことで、最低賃金の要素として、もちろん生活費もありますけれども、事業主の支払い能力ということも一つの要素にございます。

支払い能力というのは、結局どうして生まれてくるかといへば、これはやはり生産性の向上をすることによつて支払い能力の向上というものも図れるという意味でございます。ある意味で最低賃金を引き上げる環境を整備するというか、改善していくというか、そういうことの戦略あるいは施策というものを中長期的に考えていく、そういう機関であるというふうに私としては理解をしておりますし、また委員にもぜひそのように理解をしていただければ幸い、このように思つております。

○園田（康）委員 今回の制度で、中央最賃審議会と地方最賃審議会の枠組みは変わらない。そして、屋上屋のようなこの円卓会議なるものが、私はそのような印象を受けているわけでありまして、私も、しっかりとこういう政府全体の取り組み、中小企業の推進策というものもあわせて私は行う必要があるというふうに考えておりますので、そのことも含めて、屋上屋だけでやつていくのではなくて、ちゃんと実質的な地域の中身の事態を把握しながら、それぞれにおいて引き上げていくという方向で頑張つていただきたいというふうに思つております。

○高橋委員

そこで、最低賃金の問題でお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。

○高橋委員 今現在、最低賃金の全国平均額は六百七十円、月収に直すと十一万七千円何がし、年収で百四十一万五千円くらいになると思っています。この水準を低いと大臣はお考えでしょうか。ワーキングプアという言葉がござりますが、まさしくこの最賃に張りついた労働者の実態、貧しいと考えていらつしやいますか。見解を伺います。

○柳澤国務大臣 今委員が御指摘になられましたように、現行の地域別最低賃金の全国加重平均額は六百七十三円でございます。したがって、これを一日八時間として二十一日間働くということとを考えますと、十二万円足らずということになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、公務使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されているものでございまして、そのこと自体については、私もどもして審議会の御意向を尊重して決定させていただいておるという立場で、このこと自体について云々することは、こうした枠組みの中では差し控えていた方がいいと思っております。

○高橋委員 今、決り方の問題についてはこの後質問いたしますけれども、そこに逃げないでいただきたいんですね。これで暮らせると思つていいのかということ、大臣の率直な認識を伺いたいと思つております。数字の上の積み上げではなくて、実際として十二万円足らずで暮らしているのかということなんです。そのことを本にお答えをいただきたいと思います。

○五年一月七日の最賃制度のあり方に関する研究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義・役割について」によれば、第一条、目的の解説の中で、労働条件の改善とは、労基法で言えは労働条件の向上という改善度合いの向上、これは現状より上回ることであり、水準が一定高くてもそれより上回れば向上と言つ、しかし、改善とは現状が悪いことを前提として、このように説明がされています。現状が悪いことが前提なんだということなんです。

同じ資料の中に、「ILO事務局長ジェラルド・スタール」世界の最低賃金制度による整理の中で、最低賃金制度は「すべてのあるいはほとんどの労働者に、不当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に適度に寄与する手段」と整理をされております。

あれこれの要素の前に、現状は極めて低いんだ、これをまじく改善するのだという立脚点に立つのかどうか問われていると思つております。もう一度お答えをお願いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金というのは、今委員がお述べになりましたように、労働者の最低限度の生活を保障する、そういうセーフティーネットという役割を果たすことを当然期待されておる制度でございます。

そういうことで、今私が申し上げましたように、現在の水準というのは六百七十三円ということが全国加重平均額になつておるわけでございますけれども、今回の改正においては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にさせていたいただいております。このことを踏まえて、私もどもしては、最低賃金額をせひ引き上げの方向でそれぞれの審議会からの答申もいただくように、そういうことを願つて、こうした法律の改正案を提出させていただいておるということを御理解賜りたいと思つております。

○高橋委員 なかなか暮らしていけないということとを大臣のお言葉では言えないのだらうと思つておる。ただ、今お話しされたように、生活保護よりも低いような状態を改善しようという点では、極めて低いということの認識であつたのかなと思つております。

確認をさせていただきたく思います。それが違つたのであれば、後でまた答弁なさればいいかと思つておる。簡単なことでございませぬ。最賃の決定者はだれかということなんです。

第十條には、厚労大臣または都道府県労働局長はという主語になつて、決定しなければならぬというのが最後にあります。また十七條には、「著しく不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることが出来る。」とある。これは大臣に決定権限があるということとで確認をしてよろしいでしょうか。

○柳澤国務大臣 結論的に申しますと、高橋委員が言われるとおりであります。最低賃金については、原則として、一都道府県労働局長が決定することとされておる。一都道府県労働局長が、それからまた、二以上の都道府県労働局長の管轄区域にわたる事業等については厚労大臣が決定することとされておる。都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることが出来ることとされておる。それと、中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるということが法律の規定するところでございます。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはっきりしたかと思つております。ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の宝刀を抜いたことは一度もないということでありましたので、私はやはり、今こういう議論を積み重ねていく中で、そういうことだつてあるんだよということ、今抜けと言つておるわけではありませぬが、そういうことをきちんと念頭に置いて議論を進めていきたい、そういうふうに思つておる。

そこで、生活保護との整合性について伺います。九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」というふうに盛り込まれたわけでありませぬ。ここで、一都道府県労働局長が最低賃金を下回つておるというところが、この間議論をされてきました。そこで、政府が基準としておる生計費というのは、ここでいう生活扶助、つまり食費、水光熱費、居住費、これをいふのでしようか。

○青木政府参考人 生計費につきましては、各地方最低賃金審議会において、生活保護基準や生活保護水準の具体例とか物価指数だとか標準生計費だとか家計収支、可処分所得、消費支出などさまざまな資料を用いて審議が行われているところでありませぬ。

それで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対して、生活保護は市町村を六級に区分しております。生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なる、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある、これをどういふふうに考慮するのかといった問題があります。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績値を加えたものを手取り額で見れば最低賃金が下回つておる地域が見られる。まずはそういうケースについて比較を、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方はないかというふうに思つておる。

○高橋委員 級の区分の仕方が違つておるか、そういういろいろな違いがあることを乗り越えて生活保護との整合性を図るということ、今お話ししたわけですから、基本的な考え方をきちんと整理していく必要があるのだらう。

そこで、政府の出している資料というのは、最低賃金に対し、税や社会保険料を考慮した可処分所得として〇・八六七を掛ける、そういう数字を比較しておるかと思つておる。当然、生活保護であれば負担しないものを、普通の賃金労働者であれば負担しなければならぬ、そのことを考慮していると思つておる。そういうこと、すべての都道府県が生活保護より下回るといふ資料が出ておるかと思つておる。それは間違いありません。そして、その上で、最低でも、局長が言うこと、からスタートするときには、この〇・八六七を掛けた数字、ここはすべての都道府県が下回つておるんだ、その認識から出発するべきではないでしようか。

○青木政府参考人 今委員がお触れになりましたすべての地域で下回るといってお話でございます。これは、今申し上げましたように、生活保護の基準というものを、具体的にどういふものをとらまえるかということは議論のあるところだろうと思っております。

私が先ほど申し上げましたのは、少なくとも衣食住ということでは、そこは生活扶助基準一類、二類と住宅扶助の実績値というところでいけば十一ということでありませぬけれども、今お触れになりましたのは、例えば住宅の扶助を実績値じゃなくして基準額で考えた場合にはそういうふうになるということだろうと思っております。

したがって、生活保護という場合に、具体的にどこを基準にしてやるのかというのは、これから審議会において十分議論をして審議を経た上、具体的な水準額に反映をさせていきたいというふうになっております。

○高橋委員 少なくとも、考慮すべき重要な指標だと思いませんか。

○青木政府参考人 委員がお触れになりましたように、衣食住という意味で、住宅についても重要な指標だということはおっしゃるとおりだと思います。その額を、具体的にどれをとるのかということについては議論があるところだろうというふうになっております。

○高橋委員 先般、本委員会で、生活保護世帯に対するリパスモーゲージの問題で私は質問させていただいたことがございました。五百万円以上の資産を持って受給者に対して、いわゆる資産を活用して融資に切りかえて保護を打ち切るといふことによつて、生活保護費をこれまでもらっていた額の一・五倍の額を月々融資するというのが厚労省の考え方なんです。それは、生活保護受給者でなくなれば、医療費扶助ですとかさまざまな保険料の負担がかかる、だからこれまでもらっていた額と同じ額では当然暮らしていけなくなるのだ、水準は下がるのだという認識を厚労省が持っていたということなんです。

同じように、最低賃金も同じ額と比べて比較したらだめなんです。当然、扶助として転化されている部分をきちんと考慮する、税金や社会保険料の負担を考慮するといふふうにならなきゃ、そもそも話にならないといふことを強く指摘しておきたい。ここを今後の議論の中で必ず考慮していただきたいといふことを言っておきたいと思っております。

そこで大臣に、そもそも生活保護制度そのものが、私はもう、人たるに値する制度となり得なくなつてきている、このように思っております。老齢加算や母子加算など、これをプラスして初めて最低生活費とこれまでは整理をしてきました。それを、加算分を廃止して、つまり政府の解釈によつて、最低生活費というのはこの程度よというふうになり込まれたんですね、この間の施策の変化によつて。そういうふうになつてきた。こういう大変なところで、今老齢加算や母子加算廃止に反対しての、私たちは人間裁判あるいは人権裁判と呼んでいますが、そういう闘いが今全国で行われているところでありませぬ。

その中身の議論はきょうはしませんけれども、問題は六月一日の本委員会です。野党が出席しないところで、とても気持ちが楽になつたのかかわかりませぬが、生活保護費と最低賃金の逆転現象の解消を尋ねられたのに対し、大臣の答弁はこうです。生活保護との整合性という意味でモラルハザードが起こつてしまふ、遊んでいた方が高い手当が手に入るというふうなことがあつてはならない、こうおっしゃいました。

どういふことでしょうか。これはまるで、生活保護受給者がみんな税金をもらつて遊んでいて、大臣がそういう認識をしているということになるんです。

病気や障害やさまざまな事情があつて働けない方、年金だけでは余りにも少ない方など、そういう事情があつて、その上で、すべての資産を調査し、それをすべて処分された上でなければ保護受給に至らない、そういう方たちが今の受給者なんです。そういう人たちは、遊んでもらつて、こういう認識でよろしいのでしょうか。撤回されますか。

○柳澤国務大臣 モラルハザードということが、逆転現象が存在すると生ずる、労働意欲を阻害するということがいろいろなところで議論があるといふことを踏まえて、私、別に気を楽にしたからそういうことを申ししたのではなくて、わかりやすく言つたつもりですが、今こうして高橋委員に指摘をされてみますと、私の本意を必ずしも表現していないといふふうになりました。大変不明をおわびして、撤回いたします。

○高橋委員 撤回されましたので、確認をいたします。

産む機械じゃないですけども、こういう考え方がずつと大臣の根っこにあつて、今の施策に反映しているのかなということが本場に問われてしまふので、しっかりと御認識は改めていただきたいと思つております。

局長に簡単に確認をいたします。生活保護との整合性ということであると、理論上は、低い方に合わせることも条文上は可能になつてまいります。決してそうではないということを確認してよろしいですね。

○青木政府参考人 今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費に關しまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮するといふことを明確にすることとしておりますけれども、これは、もちろん、具体的な水準については、再々申し上げていきますように、三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会が地方の実情に応じて決定することになるわけでありませぬけれども、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するといふ趣旨でございます。生活保護が引き下がったからといふ機械的に地域別最低賃金が引き下がるということにはならないといふふうを考えております。

○高橋委員 よろしいです。次に、最賃を引き上げれば中小企業への影響があるといふことが繰り返して答弁をされております。もともと国の中小企業対策が大変貧弱で、一般歳出の〇・三五%にとどまつてきています。本当に史上最高の利益を大企業は上げていて、経済成長しているといふ一方で、中小企業には全くそれが回つてこない。そういう中であつて、それを怠つてきた政府の責任を棚に上げて、こういうときだけ、中小企業が困るからという議論は、私は逆立ちだと思つております。

何をもちて中小企業に影響があるといふのか、具体的な根拠を示してほしいと思つております。

○青木政府参考人 中小企業に対する影響の問題ですが、我が国におきましては賃金の規模間格差が非常に大きゅうございませぬ。現金給与総額あるいは一時間当たりの所定内給与についても大きな格差が見られます。千人以上の事業所を一〇〇としますと、それぞれ、五人から二十九人の事業所では現金給与総額は五一・七、あるいは所定内給与は六七・八といふことになっておりますし、また、労働分配率を見ますと、資本金十億円以上の企業と比較しまして資本金一千万円未満の企業は、人件費の利益に占める割合が高くなつております。十億円以上が五四・九%、一千万円未満の企業が八五・八%といふこととなります。加えまして、労働分配率が、十億円以上の企業におきましては最近低下傾向にあるのに対して、資本金一千万円未満の企業においては高どまりしているといふこととございませぬ。また、労働生産性については、やはり資本金十億円以上の企業が資本金規模一千万円未満の企業を大きく上回つております。

こういったことから、最低賃金の大幅な引き上げを急にするといふことは、特に中小企業にとつては労働コストにより企業経営が圧迫されて大きな影響を受けるといふふうになっております。

○高橋委員 所定内給与の比較ですか、それから、今お話がありました分配率で比較をすれば、確かに一定の格差がございませぬ。特に、今お話しされたように、利益のうち八五・八%が人件費にかかっている、そういう中で、直に人件費を上げればそこに影響するだろうといふのは容易に理解ができることではあるんです。

ただ、今、例えば厚労省が行つていて、事業所三十人未満あるいは製造業は百人未満の事業所を対象に行つていて調査でも、未済率といふふうですが、最賃に達していない労働者の比率は一・二%、最賃を上げたときに影響を及ぼす率は一・四%にすぎない。実際は、圧倒的多くの中小企業は、やはり労働者がいなければ仕事成り立たないし、安い給料では逆に来てくれぬといふ点で一定の賃金を払つていふのが実態だと思つて

すね。

労働政策研究・研修機構が平成十六年十一月に行った最低賃金に関するアンケート、これも同じく対象が三十人未満の企業であります。賃金がどのくらい最賃に張りついているかで見ると、正社員では二・四％、パートでも五・九％というところでありました。また、最賃が引き上げられたために新規雇用を抑制したのは四・二％にしかなっておりません。私は、重要ななと思うのは、地域別、最賃が役立っているかなという問いに対して二四・六％が役立っている。つまり、裏を返せば、七五％以上が役立っていない。その理由は、最低賃金が低過ぎて参考とすることがないから、こういうふうに見えるんです。

ですから、最低賃金が、中小企業がみんな、かなり低くて、もう今にも上げればやっていけないんだというのは過大過ぎるのではないかと、もう少しは冷静に見る必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 確かに、委員がお触れになった数字はそういうことだろうと思えます。しかし、それは全体で見るときにはそういうことではありませんけれども、やはり、そうはいつでも最低賃金のところの水準に張りついているところはあるわけではあります。そういったところの企業におきましては中小企業がやはり相当な痛手を受けるというところは、これもまた確かだろうと思えます。

それから、現行の最低賃金の水準で、最低賃金未満の率は非常に低いです。これは、最低賃金法違反は犯罪でありますので、きちんと守っていたかなければいけないということが一つと、それと、やはり、最低賃金の改定についても、地方の最低賃金審議会でいろいろな事情を勘案して、地方の実情に応じて引き上げているという事情もあるのかというふうに思っております。そういう意味では、委員のお触れになりました調査の中においても、役立っているというのが相当数あるということでありまして、最低賃金がいわばセーフティネットとして、安全網として機能し

ているというふうに考えております。

さらに、今般は、罰則を引き上げましたり、あるいは生活保護との整合性を明確にするというようなことで、一層のセーフティネットとしての機能を果たすように改正をお願いしているということでございます。

○高橋委員 役立っていると答えている企業の理由は、パートやアルバイトの賃金を決める上で参考になるというふうにご答えております。ですから、この問題はまたパートやアルバイトの賃金が低く抑えらる別の役割も果たしているということを指摘しておかなければならないと思えます。

先ほど取り上げられました成長力底上げ戦略推進円卓会議、この問題について内閣府からもおいでをいただいております。成長力向上と最賃を一体のものとして取り組むということで、私は、その中で、例えば、下請取引の公正化ですとか、パインクパワーの取り締まり強化もしくちやいやけないですとか、貴重な立場、発言もされているなとは思っております。ただ、問題は、やはりこれは厚労省の所管である最賃審議会との関係なんですね。

資料の一を見ていただきたいと思えます。

このスケジュールが六月ごろから立ち上がって、二回から三回やって、八月に最賃引き上げ等についての実施方針を出すんだと。地方最賃審議会の流れ、中央最賃審議会の流れを右に書いておきました。例年ですと七月下旬ごろに出される答申が、今回、国会で今こうい議論がされていくので、一応待ちの姿勢になっている、若干おくれるというのを聞いております。そうすると、日程が完全にリンクをするんです。二枚目を見ますと、最低賃金の目安の提示ということが基本的スキームの中に書き込まれているんです。ということは、円卓会議は審議会が目安を出す前に何らかの方針を出すということでしょうか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘の円卓会議でございますが、御指摘のように、成長力底上げ戦略に関しまして、有識者と

労使の代表の方々が集まって、まさに幅広い観点から意見をいただく、こういうものでございまして、その中で、中小企業の底上げ戦略ということで、中小企業の生産性と最低賃金、これに関して議論を取り上げている、こういう状況でございます。

したがって、この円卓会議はあくまでも政府が幅広い観点から意見交換を行っていただくというものでございまして、この生産性向上と最低賃金、これに関しまして、そういう形から基本的なものについて御意見をいただき、意見交換を行うというものでございます。これを一つ参考としていただいた上で、実際に具体的には、最低賃金の審議会にしましては最低賃金審議会において議論されていく、このように理解している次第でございます。

○高橋委員 これは、結局、先ほど言ったのと同じように、屋上屋なんです。

中小企業団体中央会が昨年の十月に、制度的に、実質的引き下げも可能な制度とすることという決議を上げています。その決議を上げている中央会の会長が、円卓会議の中に入って、生産性が向上しなければ最賃を上げないといった、そういうふうな発言をされているんです。

この円卓会議は政労使なんです、公労使ではないんです。そうすると、まず官邸が直結しているということ、労の立場が非常に弱くなるんですね。三つの要素と言いつながら、どうしても企業の側に引つ張られる可能性があるんです。そういうときに、この微妙なスケジュールで最賃審議会に横やりを入れる、これまでのルールがゆがめられることになるんじゃないかということを指摘しなければなりません。

大臣、もう一言、答弁をお願いします。

○柳澤国務大臣 委員も賛成のようなお話も最初にいただいたので安心をして聞いておりましたのですが、急にまた論旨が厳しくなりました。ちょっと当惑きみなんですけれども、

どうということかと申しますと、先ほども私が申

し上げたように、最低賃金の決定の仕組みは全く変わるものではないということでございます。しかし、実際に最低賃金を引き上げようとしたら、これは、生産性が上がったか、あるいは先ほど委員が指摘されたように、例えば親企業に対する、いわば商品の販売価格を引き上げるといようなことがないか、實際上、最低賃金を引き上げた場合に、それを実行する段になると経営が非常に苦境に立つということも事実でございます。したがって、今、割と大きな企業については成績がいいわけですが、中小企業については成績が余り振るわないということの中で、いかにして我々は最低賃金を引き上げられる環境を整えるかということにいろいろと知恵を絞っているということでございます。これはあくまでもそういう意味の環境整備のための審議会をいただいております。場であるということでも御理解を賜りたいのでございます。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは私、十五分しか時間をいたたいておりませんので、大変忙しい思いをしております。年金の問題も本当にこのままにはできないと思っております。朝から本当にいろいろの問題が指摘をされていきますけれども、やはり長い間にわたってこの年金記録の管理というのがいかにずさんだったかというところ、そのことを本当に急ぐしらえてほしいが、すればするほど、どんどんどんどん傷口が開いてきている、そういう状況になっているのではないかと。それと同時に、二度の強行採決、この国会の運営がさらにこの傷口を開いている。私は、やはり国会の責任も本当に問われている。国民の不信任感が国会に対する不信任にもつながっているというところを指摘しなければならぬと思っております。

きょうは時間がないので、これ以上年金の問題を私は指摘しませんが、必ず政府側も整理をして、きちつとした時間をもって、与野党がみんな議論をする、そういう場を設けていただきたい、このことをまず強く要望したいと思います。

そして同時に、労働三法についても全く審議が不十分であります。まだ時間がありません。特に契約法については新法でありますので、各界から参考人も招致してしっかりと議論をするべきであります。(発言する者あり)審議そのものに入っていないという御意見もございします。私は、いずれにしても、そのための十分な審議を保障していただくように、委員長と与野党の皆さんに強く要望したいと思います。

したがって、きょうは、水曜日の続きをやりたいと思っております。

六日の委員会では、私、最低賃金について質問したんですけれども、大臣の御認識が、現状がどれだけ大変かということから出発しているのかどうかということがやはり問われると思うんですね。現行六百七十三円では、過労死ラインと言われる三千時間を働かなければ二百万円を超えない、そういう状態であります。全国最下位の我が青森県や沖縄などでは六百十円ですから、三千二百七十八時間も働かなければ二百万円にもいらない、これではいけません。

御存じのように、我が党は全国一律千円の最低賃金を主張しておりますし、これについては、ナショナルセンターである連合や全労連なども基本的に一致した要求ではないかと思っております。本来、千円であっても、フルタイム労働者が平均

二千時間働かなければ二百万円には届かないというのですから、極めて控え目な要求であるし、諸外国から見てもまだまだ格差があると思うんですね。

ですから、私はそこに向けて抜本的な引き上げをやりたいと思っております。大臣、人間らしく暮らせる賃金ということで抜本的に引き上げるといふことを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 我が国の最低賃金の加重平均のレベルは、今委員が御指摘になったように六百七十三円という状況にあります。これで、先般委員は、一日八時間、週休二日をとって二十二日間働いた場合には十二万円をちよつと切るといふようなレベルもお示しになりました。

私どもは、現行の最低賃金の引き上げを目指して、この生計費につきまして、生活保護の施策との整合性をとるといふことで、これについて整合性をとること等によってその水準の引き上げを図つてまいりたい、このように考えているところでございます。

○高橋委員 引き上げを目指しておっしゃいましたが、抜本的な立場に立っていただきたいということなのであります。そこで、これまで公労使の審議会で目安ということをやってきたわけですが、やはり今回の法案にも書き込まれた企業の支払い能力ということが入っているために、人間らしく暮らせる賃金ということよりも、どうしても企業の論理といえますが、支払い能力というところにどうも引っぱられるということが大きな問題である、ここは指摘しておきたいと思っております。

そこで、全国一律最低賃金というのはやはり世界の常識になっている。地域別最賃をとっているのは世界九カ国であります。それはアメリカのような連邦国とか途上国であつて、日本のように小さな島国で四十七都道府県に細分されているところではやはりないではないか。私はそこであらかじめAからDランクというのをもち込んでやること自体が結局は地域格差の拡大につながると思っております。

ですから、私がまず聞きたいのは、大臣は最低賃金によって地域格差を縮める、これをやはり縮小すべきだという立場に立ちますか。

○柳澤国務大臣 これは非常に難しい問題だと思っております。要は、私も地域格差を縮めたい、縮めるべきだという立場でありますけれども、それを最低賃金というところで実現できるかということだと、やはりなかなかそれは困難ではないかというふうに思います。やはり、現実はどうかということ、地域によって生計費が異なるというのことは事実でございます。それを反映して、各企業における賃金の水準も区々になつていくということでございます。

そういう際に、最低賃金を地域ごとに決めるといふことをやめてしまつて、全国一律、しかも、高橋委員のように抜本的に大幅に引き上げるというふうなことをやつた場合には、やはり経営が成り立たないということも我々は心配をしなければいけない、こういうふうに思います。

したがって、私どもは、今回御提案をさせていただいていることでございますが、やはり地域別の賃金というものを考えて、そして、その最低賃金を地方の最賃審議会が決めていただくということを中心として、しかも全体として引き上げの方向を実現したい、このように考えているということでございます。

○高橋委員 地域格差を縮めたいとは思つておられる。ただ、それが単純に最低賃金とは難しいよというふうなお話だったのかなと思つてすけれども、私は、確かに地域の生計費が、今、物価が違つて言われれば、数字で見るとさうだと思つて、ただ、それをさういふものだと、今回、地域別最賃は、これまでもあつたにもかかわらず、わざわざ法定化したということが、逆にそれを固定化、あるいは拡大することになつちゃうんだ、それが、地域で低いんだから低いままだという形で悪循環になるのではないかと、このことを考へておられます。

資料をお配りしました。平成十六年、これは私も総務委員会で質問したことなんです、一円くらの最賃引き上げがようやくあつたという年でありましたが、この三年間の変化を見ますと、Dランクに位置している青森や沖縄などは三年間で九円、あるいは二けたの引き上げ、これもまだわずかとはいえ、引き上げをされている。そのうると、一番高いところと一番低いところの差、平成十六年度でいう東京と青森が百四円だったのが、十八年度になると百九円というように、

差がどんどん開いていくわけですね。最初から、目安の段階でAからDだと言われて、だからこの程度よというふうにするので、どんどん高いところと低いところの差が開いていく、ですから、低いところをもつとつと上げて、仮にそこで地域でもう少し上乘せできるんだよということがあるのあればそれはいいけれども、やはりそこはきちんと縮めるという立場に立つべきではないかと思つておられます。

四枚目に、連合総研が昨年の四月にアンケートをとつた、勤労者の仕事と暮らしについてのアンケートの表をつけておきました。五年間で収入の差が拡大したと答えた方たちのうち、地方経済の低迷などにより地域間の収入格差が拡大した、五七・六%。やはり、ここに一番問題意識を持っているんだということがあつておられます。

そこに差があるんだからしようがないよという立場には立たないということが大事なのではないかと思つておられます。いかがでしょうか。

○青木政府参考人 最低賃金の額の決定については、これは法律上、三つの要素で決めてくださいということになつておられます。生計費、お話にありました通常の事業の支払い能力、それから類似労働者の賃金ということになつておられるわけがあります。お触れになりました目安にいたしましたけれども、具体的な額の決定に当たつては、さういふことを勘案して、あなつておられるわけでありまして、さういふ意味では、地域の実態等を反映しているということだろつと思つておられます。

お話ありましたような点については、地域経済の振興でありますとか地域産業の振興でありますとか、さういふことを通じて地域の経済力を上げていくということが大変大切だということに思つておられます。私どもとしては、底上げ戦略ということ、日本全体の底上げを図つていくということ、一方では対処をしようということ、この二つを考へておられます。

最低賃金の決定については、さういふ意味では、今も基本的な要素というものは引き続き維持して、これは世界的にもさういふものを勘案して決定されているということだろつと思つておられますので、引き続き維持しているということでございます。

○高橋委員 いろいろ説明されましたが、地域格差をこの政府の自安が拡大しているんじゃないかということに対してはお答えがなかった。もう少しようがないんだという立場に立っているということですね。これは、本当に私は問題だと思いません。ここは強く指摘をしたいと思うんです。

続けて、さっき大臣が答弁された、中小企業への影響ということもありました。私は、マイナスの話ばかりをしないで、プラスの見方というのもしきんと見るべきだ、そう思うんです。

二枚目の資料についておきました。時間がございませんので、詳しい解説はやりません。労働総研がごしきの二月に発表した、例えば、これは千円にしろと言っているのではなく、私たちが要望している千円で試算をした場合ですね。

今、千円未満のパート労働者が残っているか、一般労働者が残っているかということから始まって、最賃を千円に引き上げたらどうなるかということとを合計していくと、二兆何がしの賃金増加額になるんだ、それを産業別に割り振っていくとしたときに、二兆何がしの賃金増加額のうち、半分は消費に回るだろう、消費に回るといことは、地域にお金がおちるんだ、地域経済を循環させるんだ、それは結局、中小企業を潤すことに返ってくるじゃないかということ、二兆六千億円の経済波及効果があるという試算をされて、これは新聞各紙も報道をいたしました。当然これは産業連関表などを使っているわけですから、一般的にそういうことをやる人には、十分常識的な範囲なわけですね。

ですから、地域の中小企業の労働者の賃金を引き上げるといことは地域の経済を潤すことにもなる。そういう考えは当然持てますね、大臣に伺います。

○柳澤国務大臣 私どもも、一般論としては委員と同じような考え方をとっております。特に、今、日本経済全体を見ても、消費というものが、例えば輸出あるいは設備投資というものに比べてもうちょっと強くなった方がいいな、こういうように考えるわけですね。そういう考え方から、やはり何といつても圧倒的に多い雇用者所得というものが上がっていくということがその背景をなすべきものだろう、こういうことは、当然私どもも考えているわけでございます。

しかし、現実の問題として、私どもが最低賃金を引き上げるといことは、そうなかなか一般的な経済のマクロ的な論理だけではいかなくて、現実にはそれぞれの企業の労働コストを引き上げるといことにつながることもあるわけですから、その労働コストを一体どこで吸収できるか。それは消費がいずれ上がってくるから吸収しろよと、なかなかそこまでは、マクロ経済の話とミクロの話とは説得的に連関づけられないということもありまして、私どもは、一般論としては委員が言われるとおりだし、また、この労働総研が発表されたこともわからないわけではあります。

しかし、現実には、私どもは、中小企業を中心として、この労働コスト増によって事業経営が圧迫されるということが起こることを考えますと、かえって雇用が失われる面があつて、こうしたことについては、やや理論的で、あえて言えば非現実的だと言わざるを得ないと考えております。

○高橋委員 非常に非現実的だということと終わられてしまうと、やはりそれは政府のスタンスが問われるんですよ。

きょうは青年たちの実態もお話したかったんですが、そういう、引き上げると言いながら、本当に現実を全く見ていない、そういう立場に立っていないということが本当に責められるべきではないか。引き続いてこのことを審議したいと思えますので、きょうはとりあえず終わります。

○木原(誠)委員

時間がもう数分ですので、最後に、ちょっと最低賃金法について一っだけお伺いしておきたいというふうに思います。

今回、三十九年ぶりに最賃法が改正をされる。このことよって、地域別の最低賃金の制定が義務づけられる、あるいはまた生活保護との整合性に配慮をしなければいけない、あるいは罰則も強化をされる、こういうことでありますから、その中身については私は多としたいというふうに思いますし、ぜひこの点も早期に成立をさせなければいけない、こう思うわけでありませうけれども、同時に、やはり法案が成立した後、これもまた実施面というのは大変重要であるというふうに思います。現実にこの最低賃金がすべての労働者に適用されて、すべての人々、国民が最低賃金以上の賃金の支払いを受けるという状況をつくっていくことが重要であろうかというふうに思います。とりわけ、一部の企業の中には、パートタイマー、パートで働く方や、アルバイトの首様には最低賃金が適用されないというふうな、誤った認識を持たれている方もまだおられますし、労働者の中にも、自分自身が最低賃金が適用されるということも必ずしも十分認識していない方もおられるわけがあります。

そういう意味では、今後この最低賃金法が成立をして、最低賃金の一部では引き上げられるんだらう、このように思いますけれども、実際にどのような使用者、そしてまた労働者、労使双方に最低賃金法の中身を周知し、そしてその実効性を確保していくのか、その点について最後に確認をさせていたいただきたいというふうに思います。

○青木政府参考人 最低賃金の周知徹底につきましては、この十九年二月に定めました成長力底上げ戦略におきましても、中小企業底上げ戦略の一環として盛り込まれております。最低賃金の国民への広報の推進及び最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化が直ちに取組むべき施策とされております。このため、今月、最低賃金の遵

守に関する集中的な周知広報を行うと同時に、また、最低賃金の履行確保を図るための一斉監督もあわせて行っているところでございます。

周知広報につきましては、政府広報による新聞広告の掲載合計六十八紙二千六百八十八万部、それから、モバイル端末広告の実施、都道府県労働局における懸垂幕、リーフレットの配布、公共交通機関におけるポスターの掲示、地方公共団体及び各業界団体における周知への協力依頼なども行っております。一斉監督につきましては、最低賃金に関して問題が多い業種を重点として、全国一万事業場を対象に実施しているところでございます。

最低賃金の履行確保という観点からは、おっしゃいましたように、周知広報、監督指導が重要と考えておりまして、今後とも引き続き一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○福島委員

次に、最低賃金の改正法案について伺いたいと思ひます。

改正法案では、地域別最低賃金について、生活保護との整合性を考慮することを明確にしており、この四十余年にわたりまして改正がなされなかつたわけでありまして、今回の改正はまさに大きな一歩だと思ひます。

働く人の最低限度の水準の賃金を保障する最低賃金が、最低限度の生活を保障するために国家が支給する生活保護を下回るといふのは適切ではないと思ひます。今回の改正による、生活保護との整合性に配慮するといふ規定については、最低賃金が生活保護を下回らないようにするものと解釈すべきだと考えておりますけれども、この条文の趣旨について、政府の見解を確認したいと思ひます。

○青木政府参考人 地域別の最低賃金につきましては、三つの要素、労働者の生計費、それから労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この三つを考慮して決定するものと現在されております。改正法案では、この三つの決定基準のうち、労働者の生計費、これについて、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」といふことを法文上明確にすることとしたわけでございます。

生活保護との関係は、これは地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの要素の一つということでありまして、法律上の規定としては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」といふように規定をいたしているわけでありまして、御指摘のように、その趣旨は、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する、こういう趣旨だといふふうに考えております。

○福島委員 この委員会でも前回のいろいろと議論がありましたけれども、地域別最低賃金の具体的な額については地方最低賃金審議会の審議により決定される、こういうことになっているわけでありまして、今回の法改正がこの地方最低賃金審議会に審議にどういふふうに影響を与えていくのか、このことについては政府としても十分なフォローをしなければいけない、着実に最低賃金をこの法案の改正に盛り込まれた趣旨のように引き上げられていくかどうかということについて責任を持っていたら必要があるといふふうに思ひます。

この点について、どのように政府としてフォローしていくのか、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金の具体的な水準につきましては、今お触れになりましたように、地方最低賃金審議会、公労使三者構成で成っておりますが、これにおける審議、地域の実情をも踏まえた審議を経て決定されるということでありまして、今回の法案が成立した際には、法改正の趣旨に沿ひまして、まず中央の最低賃金審議会から引き上げ額の目安が提示されまして、それから各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考にして、地域の実情も踏まえて審議が行われて、その結果、適切な引き上げ等の措置が講ぜられるということになるわけでございます。

従来、地方最低賃金審議会の審議におきましては、必ずしもすべての地方最低賃金審議会で生活保護についての十分な資料が提出されているわけでもありません。また、地域によっては、生活保護との整合性について十分に配慮した審議がなされていないところも見受けられておりました。今回の法案が成立した際には、地方最低賃金審議会において、生活保護に関する十分な資料が必ず提出され、その上で法改正の趣旨に沿つた、より適切な審議が行われるということになるわけでありまして。

そういうことが行われるよう、私どもとしても、都道府県労働局に対して指導を行つてまいりたいと思ひます。○福島委員 次に、罰則の規定の問題でございます。

使用者が最低賃金を支払わなかった場合の罰則について、現行法におきましては、長らく法改正がなされなかつたということもありまして、最高でも二万円の罰金が科されるにすぎないようになつております。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反の人を雇つても、罰金を払う方が安上がりだといふことにもなりかねず、余りにも低過ぎて実効性がないと言わざるを得ないと思ひます。

今回の法案におきましては、罰金額の上限を五十万円に引き上げるとされておりますけれども、その趣旨をお伺いしたいと思ひます。また、実効性の確保の面でこれだけ十分かどうか、この点についても御認識をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金の罰則についてでございますが、今委員お触れになりましたように、昭和三十四年の法制定以来、罰金等臨時措置法による見直しのほかは見直しが行われておりません。この間の貨幣価値の変動等により、罰則の制裁効果が著しく低下しているといふふうに考えております。

さらに、最低賃金は、最低賃金に強行的、法律的効力を付与してございまして、最低賃金不払いというのは、同時に、労働基準法の賃金の全額払い違反にもなります。現在、賃金の全額払い違反に係る罰金額の上限が三十万円ということになってございまして、それよりも、最低賃金不払いに係る罰金額の上限が低いといふような状況でございまして、実質的に、最低賃金の罰則が機能する場面がない、あるいはほとんどないという状態になつております。

このため、罰金額の上限額についても見直しを行つて、罰金を五十万円に引き上げるといふこととしたものでございます。最低賃金の不払いの罪数については、労働基準法における賃金不払いの罪数と同様に、犯意が単一であると認められないときは各支払い期ごと及び各労働者ごとに一罪が成立するということになつておりますので、この罰金額の上限を五十万円に引き上げること十分その実効性が確保されるというふうに考えておるところでございます。

○福島委員 ただいまの政府参考人の御説明ですが、五十万といつても、一人当たり五十万ということであれば、これは掛け算されていく、トータルで五十万といふわけではない、こういうお話だろうと思ひます。一人だけに限つて最低賃金の違反をしているということは多分実態としてはないわけでありまして、今回のこの罰則の引き上げによりまして相当な程度のやはり強化がなされている、こういうふうに認識をさせていただきたいと思ひます。

ただ、問題は、最低賃金法に違反している事業所、資料で拝見しますと六%を超えるような数字であるといふふうに認識をいたしておりますけれども、必ずしも、現場で働いておられる労働者の方々、みずからの地域の最低賃金が一体幾らかよくわからないで働いておられる方も多々おられるんだらうといふふうに思ひます。公益通報制度といふものができましたけれども、こうした最低賃金に関する情報、知識、こういったものがなければ、まだ相談するといふことにも至らないわけでありまして、当然、法律の中には、労働者に対して最低賃金について周知する、こういう規定があるわけでありまして、そもそも最低賃金法の違反をするような事業所においてはこうしたこともしつかりとなされていまいといふふうに想像することが妥当であるといふふうに思ひます。

そういう意味で、先ほども政府参考人から御説明が木原委員に対してありましたが、周知を固めていく、最低賃金制度がどう変わりました、そしてまたこういう水準です、こういうことを幅広く知つていただくということが何よりも大事なことであるといふふうに思ひます。

今回の法律の改正、一日も早く成立させるべきだと思ひますが、同時にまた、周知広報するということについて積極的な取り組みをお願いしたいと思ひますが、この点についての政府の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 ただいま御指摘になりましたように、最低賃金の周知広報というのは大変大切なことだと思ひます。従来から、ポスターの掲示とかリーフレットの配布とかホームページへの掲載などを行つておるところでございますが、また、地方公共団体や使用者団体に対する広報紙への掲載依頼なども行つて、周知広報活動を全体として一生懸命やつておるところでございます。

今後、成長力底上げ戦略がこの二月に策定されましたけれども、これにおきましても、最低賃金の国民への広報の推進といふことにも取り組む

べきこととされておりまして、この六月、今月、最低賃金の遵守に関する集中的な周知広報を行っているところでございます。

具体的には、政府広報による新聞広告の掲載、あるいはモバイル端末広告の実施、あるいは都道府県労働局における懸垂幕、あるいはリーフレットを二十万部程度用意しまして配布する、あるいは公共交通機関におけるポスターの掲示、あるいは地方公共団体及び各業界団体に対する周知への協力依頼なども行っております。

引き続き、私どもとしては積極的な周知広報に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○福島委員 年々、労働組合の組織率というのは低下してきております。また、雇用形態も多様化している。そういう中にありまして、労働者の方々の権利をどう守っていくのか、これについては従来の取り組み以上に、個々の働く方々をどうやってエンパワーメントしていくか、こういうことが政府にとっても非常に大事だというふうに思っています。個別労使紛争についての解決のための制度の整備がなされてきておりますけれども、それもそういう一環だろうというふうに思います。そういう意味で、こうした個々の労働者の方々をどういうふうにしてエンパワーメントを進めていくのかということについて引き続き政府の努力を促したい、そのように思うわけであります。

続いて、就業形態の多様化の一つの象徴といたしまして、派遣労働者の増加ということがあると思います。今回の最低賃金の改正法案におきましては、派遣労働者に対する最低賃金の適用関係を改めるとされておりますけれども、派遣労働者に対する最低賃金の適用について、現在の取り扱い、また今回の改正の趣旨について、政府の見解をただしたいと思っております。

○青木政府参考人 派遣労働者につきましては、賃金の支払い責任が派遣元事業主でございますので、労働者派遣法の施行時からずっと、派遣元の事業場の所在する地域や産業、これに適用される

最低賃金が適用されるということになっていくところでございます。

しかし、このような取り扱いにつきましては、派遣先の事業場がある地域と派遣元の事業場がある地域が異なる場合、あるいは派遣先の事業場において産業別最低賃金が適用される、派遣元には産業別がないというような場合に、派遣労働者は、派遣先の他の労働者と同じ場所でも同じ使用者から指揮命令を受けて現に働いているにもかかわらず、派遣先の事業場の地域別最低賃金とか産業別最低賃金が適用されないといった問題が指摘されていくところでございます。

派遣労働者については、現に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣先でありますので、最低賃金の適用についても、派遣先の事業場の所在する地域あるいは派遣先の事業場の属する産業の最低賃金を適用することに今後変更することとしたものでございます。

○福島委員 この委員会でも、障害者の授産施設の工賃、賃金についていろいろと議論されております。

障害によりまして著しく労働能力の低い者や基礎的な認定職業訓練を受ける者に対する最低賃金の適用については、現行法におきましては、都道府県労働局長の許可を受けた場合には適用除外、このようにされているわけでありまして、けれども今回の改正法案におきましては、許可を受けたときには最低賃金を減額して適用する、こういうことと改められているわけでありまして。

このような取り扱いとした趣旨につきまして政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 改正法案におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化する観点から、地域別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障するものとして、行政機関に決定を義務づけるということにいたしました。こうした観点からは、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましいというふうに考えております。減額措置が可能である

ならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するというところでございまして、適用除外に係る規定を廃止いたしました。減額措置を講ずることができる旨の規定を設けることとしたものでございます。

なお、現行法におきましても、実際の運用において、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがないよう、労働能率を勘案して一定額の減額措置というような運用、そういったことも行っているところでございます。

こういったことも踏まえまして、今回改正法案においてそういう規定をお願いしているところでございます。

○福島委員 障害のある方でも、実際に働いておられる現場に伺いますと、大変作業能力が高いといえますか、健康な方と比べて遜色なく仕事のできる方がおられることも事実でございます。障害により著しく労働能力の低い者に対して減額する、こういうことになっているわけでありまして、個々の障害者の方々の労働の実態をよく見て適切に行うことが重要だろうと思っております。

例えば、自閉症の方で、社会性、コミュニケーションについては一定の障害があるけれども、作業能力自体は非常に高い、こういう場合もあるわけでありまして、実際にどういう仕事をしているのか、そしてまたその仕事をやるに当たってどれだけのパフォーマンスがあるのか、こういう、個々の事例に応じて適切に判断するということが必要だと私は思いますけれども、どのような考え方に基づいてこのような方々の減額を行っていくのか、この点について政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 障害者に対します最低賃金の適用につきましては、障害により著しく労働能力が低い労働者についても一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用するということになりまして、こういった方々の、労働者の雇用の機会を

かえって奪い、かえって労働者に不利益な結果を招くということになりますので、都道府県労働局長の許可を条件として減額を認めることと今しているわけでありまして。

減額については、その障害の程度が、その労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白であり、その支障の程度が著しい場合のみ許可することといたしまして、また、その場合には、労働者の労働能率に応じた減額のみ認めることを予定いたしております。さらに、減額の許可に当たりましては、個別に実地調査を行いまして、その労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行うこととしております。今後ともしっかりと運用をしてまいりたいというふうに思います。

○福島委員 できるだけ幅広く最低賃金の対象となつて、障害のある方でもしっかりと所得を得ることができる、そういう方向を目指して頑張っていたいただきたいというふうに私は思っております。

○石崎委員

次に、最低賃金法改正法案について質問させていただきます。

この最賃法、民主党も改正案を提出しているようにございますが、民主党の案をホームページで拝見させていただきますと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を指すというところを主張されているようにございます。

これまでの審議でもいろいろ各委員から御指摘がありましたとおり、最低賃金の水準が生活保護より低いというような実態は、働く意欲を阻害し、問題であるということは当然のことであり、今回の改正は当然の改正だと考えておりますけれども、一方で、地域別最低賃金につきましては、地域の経済水準、通常の事業の賃金支払い能力とかけ離れた水準とすることは、中小企業の経営の実情を踏まえれば、これもまた非現実的だということに考えざるを得ません。

景気は回復基調と言われておりますけれども、私の地元北海道を含めて、地方においては、残念ながら、経済情勢、雇用情勢、まだまだ厳しいところが多いのが実態でございます。このような状況の中で、先ほどの民主党案のような、全国最低賃金の導入という主張、あるいは地域別最低賃金の水準を千円とつけた水準に大幅に引き上げるべきといった主張については、これは地方の実情や個々の中小企業の経営実態に合わないのではないかと、とうとうふうに思いますが、見解をお伺いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するという、いわばセーフティーネットとしての意義を賃金において有するものだというふうに位置づけることができようかと思えます。

今度の賃金でございませうけれども、まず、最賃法の改正におきまして、いわば地域別の最低賃金というのはあまねく全国各地域について決定されなければならぬということ、今までも、事実上は、地域別最低賃金は全国あまねく決められていましたけれども、今度はそれが法律上義務化されてきて、例外は許されぬというような法制にさせていたいただいているところでございます。

そういう位置づけも変わっているわけではございますが、その中で、私もといたしましては、この最低賃金の水準というものは、地域によって、物価水準等に差がありまして、それを受けて現実の生計費も異なるということが実態であると考えております。その意味合いで、最低限度の賃金の水準についても地域によって差があるものというふうに考えているわけではございます。このため、

全国一律に最低賃金を決めるということは、経済、生活の実態等から見てこれは適当でないと考えておりまして、やはり各地域の実情に応じて、それぞれに決定されるべきものであるというふう

に考えるところでございます。地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、現状六百七十三円という水準を考えると、これはいかに急激に大幅な引き上げをねらうということになるわけではございまして、このことについては、今委員の御指摘のように、中小企業を中心として、労働コスト増によって事業経営が圧迫されて、かえって雇用が失われる、そういう悪影響が出るということも懸念されるわけでありま

す。そういう意味で、これもまた委員も仰せられたとおり、非現実的な対応であるというふうに言わざるを得ないかと考えております。

私も、この地域別最低賃金というものを、それぞれの地域の実情に応じて、いわば地域それぞれ最低賃金審議会におきまして実情に応じて決めていただくのが現実的であるし、また労働者の保護に結びつくゆえんだ、このように考えているわけではございます。

○石崎委員 もちろん、最低賃金は、それは高ければ高いほどいい、賃金も高ければ高いほどいい。でも、それは、経済実態と整合性がとれていなければ、経済の方が、会社の方がつぶれてしまふ、そういうことで、大臣も、非現実的という御答弁がございました。

今回、民主党さんの参議院選挙の公約を見ておりますと、最低賃金の千円という話が今出ましたけれども、基礎年金も財源は税方式で、消費税を上げないで、全額税方式、これは、消費税に換算すると消費税一七％が必要でありますし、子ども手当、月二万六千円、中学卒業まで、これも六兆円ぐらいの財源が必要だということでありまして、その財源をどこから確保するのかということ、これが甚だ不可思議な選挙公約ではないかというふうに思っています。

そういう意味でも、この最低賃金の適切な引き上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも適切な引き上げが必要であるというふうに思っています。中小企業等の経営の実態を考慮しつつ最低賃金を引き上げていくというプロセスが大事だというふうに思っています。

政府において、成長力底上げ戦略というもので、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組みされているというふうに関心しておりますけれども、この成長力底上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方について御説明願います。

○青木政府参考人 この二月にまとめられました成長力底上げ戦略(基本構想)では、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図る、その合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに關して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る、というふうにされております。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たつての考慮要素である。通常の事業の賃金支払い能力の向上あるいは労働者の賃金の上昇につながるものでありまして、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものと期待しております。

○石崎委員 そこで、この最賃問題、地元でも、私いろいろな実態をお聞きする機会が多いわけでありましてけれども、例えばタクシー業界、御案内のとおり、規制緩和の影響で、タクシー、ハイヤーの業界においては増車による需給バランスがおかしくなり、個々の運転手さんの賃金というものが非常に低くなつてい実態にある。既に現行の最低賃金が守られていないという実態も多いというふうなことを聞くわけでありませうけれども、このタクシー、ハイヤー業界における最低賃金法第五条の違反というふうな事例について、厚生労働省はどのように把握されておりますでしょうか。さらに、それについてどのような指導を行っているのでしょうか。

○青木政府参考人 労働基準監督機関におきましては、平成十七年に定期監督を実施いたしました。その件数は、全業種で十二万二千七百三十四件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は千七百六十六件、違反率一・四％でございます。このうち、ハイヤー、タクシー事業に対しては定期監督を実施した件数というのが千三百九十五件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三％でございます。

これらの監督指導につきましては、労働基準法第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。タイムカードなど客観的な資料を精査いたしましたとともに、関係者から事情聴取をする、そういったことなどによりまして、総合的に事実関係を確認いたしております。その結果、労働基準関係法令違反または改善基準告示違反が認められた場合には、是正勧告書を交付するなど必要な指導を行うとともに、是正報告を提出させるなどにより、確実な是正を図っているところでございます。

私どもとしては、自動車運転者の法定労働条件の履行確保を図るため、これまでの確かな監督指導を行ってきたところでありますが、国土交通省とも連携を図りつつ、引き続き適切な監督指導の実施に努めてまいりたいと思っております。

○石崎委員 今の局長のお話では、最賃法違反、全業種での違反率は一・四％、タクシー業界は一四・三％という、ちょうど十倍の比率で最賃法違反の実態にあるということでございます。

これは、タクシー業界にそういう悪質な業者が多いということではないかと思えます。端的に言うと、これは、規制緩和と政策、需給調整を撤廃するという政策、運輸面における規制緩和と政策の失敗、その影響ではないかと私は思っています。

規制緩和によつてタクシーの台数がふえる、私の地元の札幌でも千台以上ふえました。一方で、景気回復がままならない、客足が落ちる。そして、賃金体系が生産比例賃金という賃金体系になつていて、売り上げが上らなければ個々の運転手さんの収入は下がっていく、そのボトムラインが最賃ぎりぎり、その下に行くという状態が多いということがこの数字から読めるんじゃないか

と思っております。

というふうに私は思います。

ですから、今回の最低賃金法の改正というのは、私は、やらざるべきだ、当然やらざるべきだというふうには思いますが、業界、業種によっては、そのことがしつかりと守っていきけるだけの、そういう業界の実態にない。特に、運輸系の規制緩和の影響をもろに受けているタクシー、トラック、こういう業態については、最賃法を遵守したいと思ってもなかなか遵守できない、あるいは現場の運転手さんの待遇というものがますます劣化している実態にある、そういうことが現実ではないかというふうに思っております。

そういう意味でも、そもそも政策の整合性、一方で最低賃金を見直しますよ、上げますよ、特に生活保護との整合性をとるために、私の地元北海道でも、その乖離がある、それを上げる、それはもう当然の政策でありますけれども、一方で、そういう最賃も守れないような経営実態にある、労働環境にあるという、そっちの規制緩和と政策はそのまま競争原理で続けていきますよというところが、国の政策として整合性がとれるかどうかということについては私は甚だ疑問に思っております。

今、タクシーの業界でも、緊急調整措置というのを秋までに検討しようというように考えておられるようでありませうけれども、やはり、そもそもその根この規制緩和と政策というのを考え直さないと、厚生労働省が打ち出している最賃法の改正ということと整合性がとれない、あるいは全部しわ寄せが会社や労働者に及ぶ、そういうことではないかというふうに思っております。

きょうは国土交通省も来ていただいておりませうけれども、ハイタク業界を指導する立場から、この規制緩和と政策の根幹についてどう考えているのか、あるいはこの最賃法改正との整合性をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○梶野政府参考人 規制緩和に関しましては、確かに増車がございませうから、待ち時間の

短縮でございませうとか、あるいは観光タクシーとか福祉タクシーとか、多様な運賃とか、そういういいところも、一定の効果も出ていると思っております。

ただ、今委員御指摘のように、他方では、例えば事故が起きますとか、賃金が下がりますとか、苦情が多いとか、いろいろな、そういうマイナス面もあるということは認識しております。

国土交通省といたしましては、規制緩和につきましては、これをやめたいというわけではなくて、規制緩和の成果というものを生かしながら、今申し上げたマイナス面をいかに減らしていくかという観点から対応してまいりたいというものが基本でございませう。一つは監査とか処分とか、いわゆる社会的な規制と言われているものを充実していく、厚生省などもタイアップしながら、緊密に連絡をとってやっていきたいと思います。

また、タクシーにつきましては、町で出会い頭につかまえるというのが基本でございませうけれども、いわゆる、選ばれる、よいタクシーが選ばれて、悪いタクシーが選ばれないというような形の、選ばれるタクシーというのをつくっていく、そういう基盤整備をしていきたいと思います。

昨今、実は全国の各地から、労働環境の改善、つまり賃金値上げを主眼とした運賃の改定申請が出ておりまして、私どもは、運賃の改定の主眼として労働環境の改善を挙げているというのは十分に評価できるところだと思っております。この値上げ申請に対して、全国的でございませうけれども、適切に対処してまいりたいと思っております。そういう中で、少しずつこういうものを改善してまいりたいと思っております。

○石崎委員 全然どういふ対策なのかよくわかりませうけれども、規制緩和をや、会社の経営も苦しくなり、労働者も賃金が下がり、それで運賃は値上げする、これなら何のために規制緩和をしたんだか私はよくわからない、これはまさに政策

の失敗だと断ぜざるを得ないというふうに思いますが、その緊急調整措置についてはどう考えておりますか。

○梶野政府参考人 道路運送法で、規制緩和をしましたときに、緊急調整措置という、一時的に増車をとめるという措置を導入いたしました。そのときの、規制緩和の中に盛り込まれた措置でございませうけれども、特例的、例外的な措置でございませう。この発動について少し議論をしてみようというところで、内部で議論を始めさせていただいております。その議論の推移を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

○石崎委員 時間になりました。

我が国にとつて、働く人たちにとつて、本当に美しい国になるように、この労働三法、しつかり魂が入るような改正を心から希望します。

○古屋(範)委員

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。
現在、我が国の最低賃金制度におきまして、大きく分けて、地域別最低賃金また産業別最低賃金、二つの種類の最低賃金が存在をしております。

今回の改正法案では、地域別最低賃金については法定基準の見直しや罰則の強化が盛り込まれておりまして、セーフティネットとしての機能の強化がされているところであります。一方、産業別最低賃金につきましては、規制改革・民間開放推進三カ年計画でも、そのあり方について検討を求められたわけですが、今回の改正法案においては産業別最低賃金についてどのような考え方で見直しを行うこととしたのか、この点についてお伺いいたします。

○青木政府参考人 ます、最低賃金の第一義的な役割というのは、すべての労働者について賃金の最低限を保障する、そういう安全網でございます。この役割は地域別最低賃金が果たすべきものであるというふうに考えております。このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について、お触れになりましたように、各地域ごとに決定することを義務づけることにも、不払いに係る罰金の上限額を引き上げるなどの見直しを行うこととしております。

一方、お尋ねの、産業別最低賃金でございますけれども、関係労使のイニシアチブにより設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完する面、それから公正な賃金決定にも資する面、こういった面がございますので、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うこととしたものでございます。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、一つは、関係労使の申し出というものを法律上必須の要件といたしました。申し出があった場合において、必要があると認めるときに決定することができるというふうないたしました。もう一つは、最低賃金法の罰則は適用しないということとしたところでございます。

○古屋(範)委員

中小企業等の関連もございませう。きょうは内閣府にもおいでをいたしたいと思っております。
政府におきましては、成長力底上げ戦略におきまして、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組まれていることと思っております。この最低賃金が、企業の支払い能力から乖離した水準に決定することが不適切であるという以上、中小企業を生産性を高める、またこれと相まって最低賃金の引き上げに取り組みたいという政府の方針につきましては、私も共感するところでございます。

しかしながら、この戦略の成否は実効ある中小企業支援策が講じられるか否かにかかっているというふうな考えます。そこで、この成長力底上げ戦略につきまして、中小企業を生産性向上に向けて取り組みについて、その基本的な考え方、そして、本戦略全般を担当する内閣府からの、これについての取り組みをお伺いしたいと思っております。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の成長力底上げ戦略でございますが、これは、経済成長を支えます基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得、生活水準を引き上げつつ格差の固定化を防ぐ、こういうものでございます。中小企業底上げ戦略はその中の一つでございます。御指摘のように、働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業を生産性向上とともに最低賃金を引き上げること、産業政策と雇用政策の一体運用というものを旨とするものでございます。

これに関しましては、具体的には、政労使が参加します円卓会議というのを設置してございませう。これは国においても設置してございませう。また各都道府県においてもこういう形で、地方版の円卓会議を今立ち上げたところでございませう。その中で、特に御指摘の、中小企業を生産性の向上でございますが、まず、全体にわたる共通基盤的な対策としまして、下請適正取引の問題でありますとかIT化の促進等を進める一方、また個別に、特に生産性の低い業種、地域を対象にした個別対策、この組み合わせという形で、中小企業を生産性向上にまさしく全力を尽くして推進していきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○古屋(範)委員 ただいま内閣府の方から、本戦略におきます中小企業を生産性向上支援策について、基本的な考え方を御説明がございました。やはり中小企業を生産性向上というところにございまして、具体的には中小企業庁さんが中心となりまして取り組んでいかれることなると思っております。中小企業を生産性向上に向けた具体的な取り組みにつきまして、中小企業庁からの御説明をお願いいたします。

○伊藤(信)委員長代理退席、委員長着席

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。中小企業を生産性向上に向けた取り組みにつきましては、昨日閣議決定されました骨太二〇〇七あるいは円卓会議におきますこれまでの御議論を踏まえまして、成長力底上げ戦略の具体的な対策として中小企業生産性向上プロジェクトを執行してまいります。その中で、特に下請適正取引の推進が即効的な方策として重要だと考えておりまして、業種ごとのガイドラインを策定し、取引価格の決定などにおいて下請事業者が十分配慮するよう要請してまいります。

具体的には、下請取引の適正化推進につきましては、三月に甘利大臣みずからが経団連あるいは日本商工会議所に要請いたしました。加えまして、実は本日でございますが、甘利大臣出席のもと、下請適正取引の推進のためのガイドライン策定検討会を開催したところでございます。まず、七つの業種、素材、自動車、産業機械、繊維、情報通信機器、情報サービスそして広告、この七つの業種につきまして、関係業界の代表、学識経験者などによる審議を行ったところでございます。公正取引委員会にもオブザーバーとして参加していただいております。

さらに、中小企業生産性向上プロジェクトにおきましては、IT導入のためのコンサルティング、あるいは生産性向上特別指導員による経営指導などによるIT化、機械化、経営改善、それから中小企業の事業再生などの取り組みも推し進めていくこととしてございまして、これらによって中小企業を生産性向上につなげてまいりたいと思っております。

○古屋(範)委員 賃金の上昇、また非正規から正規への転換、こういうことを考えましても、やはりかぎを握るのは中小企業であろうというふうな考えをしております。ぜひ、この生産性向上は大きく推進されることが必要というふうに考えます。最後に申し上げます。大臣にお伺いいたします。この最低賃金の引き上げに向けました環境整備は極めて重要な観点であると認識をいたしております。こうした取り組みも含めまして、今後、最低賃金の引き上げについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○柳澤國務大臣 今回の国会におきましては、私も、今の労働市場に起こっておりますいろいろな問題について総合的な取り組みをさせていただくということで、六本、あるいは勘定の仕方によってもう一本多いわけでございますけれども、そういう法律の改正を打ち出ささせていただいた次第でございます。

○古屋(範)委員

その中で、特に非正規を含みます労働者が、いわゆる労働の形態というものが、あるいは雇用の形態というものがどういふものであっても、安心、納得して働ける、そういう条件のもとで働いていただきたい、こういう考え方のもとで最低賃金の見直しというものを打ち出ささせていただいております。わけでございます。

最低賃金法の改正法案におきましては、最低賃金というものがセーフティネットである、安全網である、こういう観点に立ちまして、具体的な最低賃金の決め方というのは、地域別の最低賃金でございますので、これについて、その水準を決める際には、生活保護との整合性を考慮して決定するということと今度の改正で明確にさせていただきます。今度のことと今度の改正で明確にさせていただきます。

そして、我々の法律案というものは、そういうセーフティネットとして十分に機能するようということと、生活保護の施策との整合性ということをうたわせたいただいているわけでございますが、中長期的な最低賃金のあり方ということとを考えると、今後ぜひこれを引き上げの方向

とを考えると、今後ぜひこれを引き上げの方向

とを考えると、今後ぜひこれを引き上げの方向

に導いていきたい、ぜひそれを実現したい、こういうことを考えているわけでございます。

そういうことを可能にするものは何かといえ
ば、これは具体的には中小企業を中心とするわけ
ですけれども、やはり生産性の向上というものが
なければ、これはなかなか実現できない、こうい
う考え方があるわけでございます。そういう中
長期的な観点から、今委員が内閣府の政府参考人
等と御議論をいただきましたように、成長力底上
げ戦略推進ということを新しい政策として打ち出
しているわけでございます。そういう戦略の推進
を、具体的には円卓会議というものを組み立てま
して、そこに政労使の代表にも加わってもらっ
て、その中長期的な生産性向上を踏まえた最低賃
金の引き上げの方針について合意をしてもらう、
こういうことで、この円卓会議を運営させていた
だいているわけでございます。

その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引
き上げに関して、これは今、下請の代金について
産業政策の面から非常に積極的な取り組みを経産
省がしてくださる、こういう答弁があったわけ
ですけれども、そういった産業政策と私どもの雇用
政策とが一体となってこれを実現していく、こう
いう政策展開を考えているわけでございます。こ
この中長期的な生産性に見合った最低賃金とい
うものがそういう取り組みの成果として実現され
る、こういうことを期待いたしているということ
でございます。